

別表 1

科目名	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
医学概論	<ul style="list-style-type: none"> ① 人のライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する。 ② 健康・疾病の捉え方について理解する。 ③ 人の身体構造と心身機能について理解する。 ④ 疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する。 ⑤ 公衆衛生の観点から、人々の健康に影響を及ぼす要因や健康課題を解決するための対策を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① ライフステージにおける心身の変化と健康課題 ② 健康及び疾病の捉え方 ③ 身体構造と心身機能 ④ 疾病と傷害の成り立ち及び回復過程 ⑤ 公衆衛生
心理学と心理的支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 人の心の基本的な仕組みと機能を理解し、環境との相互作用の中で生じる心理的反応を理解する。 ② 人の成長・発達段階の各期に特有な心理的課題を理解する。 ③ 日常生活と心の健康との関係について理解する。 ④ 心理学の理論を基礎としたアセスメントの方法と支援について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 心理学の視点 ② 人の心基本的な仕組みと機能 ③ 人の心の発達過程 ④ 日常生活と心の健康 ⑤ 心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本
社会学と社会システム	<ul style="list-style-type: none"> ① 現代社会の特性を理解する。 ② 生活の多様性について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会学の視点 ② 社会構造と変動 ③ 市民社会と公共性

	<p>③ 人と社会の関係について理解する。</p> <p>④ 社会問題とその背景について理解する。</p>	<p>④ 生活と人生</p> <p>⑤ 自己と他者</p>
社会福祉の原理と政策	<p>① 社会福祉の原理をめぐる思想・哲学と理論を理解する。</p> <p>② 社会福祉の歴史的展開の過程と社会福祉の理論を踏まえ、欧米との比較によって日本の社会福祉の特性を理解する。</p> <p>③ 社会問題と社会構造の関係の視点から、現代の社会問題について理解する。</p> <p>④ 福祉政策を捉える基本的な視点として、概念や理念を理解するとともに、人々の生活上のニーズと福祉政策の過程を結びつけて理解する。</p> <p>⑤ 福祉政策の動向と課題を踏まえた上で、関連施策や包括的支援について理解する。</p> <p>⑥ 福祉サービスの供給と利用の過程について理解する。</p> <p>⑦ 福祉政策の国際比較の視点から、日本の福祉政策の特性について理解する。</p>	<p>① 社会福祉の原理</p> <p>② 社会福祉の歴史</p> <p>③ 社会福祉の思想・哲学、理論</p> <p>④ 社会問題と社会構造</p> <p>⑤ 福祉政策の基本的な視点</p> <p>⑥ 福祉政策におけるニーズと資源</p> <p>⑦ 福祉政策の構成要素と過程</p> <p>⑧ 福祉政策の動向と課題</p> <p>⑨ 福祉政策と関連施策</p> <p>⑩ 福祉サービスの供給と利用課程</p> <p>⑪ 福祉政策の国際比較</p>
社会福祉調査の基礎	<p>① 社会福祉調査の意義と目的について理解する。</p> <p>② 社会福祉調査と社会福祉の歴史</p>	<p>① 社会福祉調査の意義と目的</p> <p>② 社会福祉調査における倫理と個人情報保護</p>

	<p>的關係について理解する。</p> <p>③ 社会福祉調査における倫理や個人情報保護について理解する。</p> <p>④ 量的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。</p> <p>⑤ 質的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。</p> <p>⑥ ソーシャルワークにおける評価の意義と方法について理解する。</p>	<p>③ 社会福祉調査のデザイン</p> <p>④ 量的調査の方法</p> <p>⑤ 質的調査の方法</p> <p>⑥ ソーシャルワークにおける評価</p>
ソーシャルワークの基盤と専門職	<p>① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけについて理解する。</p> <p>② ソーシャルワークの基盤となる考え方とその形成過程について理解する。</p> <p>③ ソーシャルワークの価値規範と倫理について理解する。</p>	<p>① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけ</p> <p>② ソーシャルワークの概念</p> <p>③ ソーシャルワークの基盤となる考え方</p> <p>④ ソーシャルワークの形成過程</p> <p>⑤ ソーシャルワークの倫理</p>
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	<p>① 社会福祉士の職域と求められる役割について理解する。</p> <p>② ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲について理解する。</p> <p>③ ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と連関性について理解する。</p> <p>④ 総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容について理解する。</p>	<p>① ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲</p> <p>② ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク</p> <p>③ 総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容</p>

<p>ソーシャルワークの理論と方法</p>	<p>① 人と環境との相互作用に関する理論とマイクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解する。</p> <p>② ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチについて理解する。</p> <p>③ ソーシャルワークの過程とそれに係る知識と技術について理解する。</p> <p>④ コミュニティワークの概念とその展開について理解する。</p> <p>⑤ ソーシャルワークにおけるスーパービジョンについて理解する。</p>	<p>① 人と環境との相互作用に関する理論とマイクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク</p> <p>② ソーシャルワークの実践モデルとアプローチ</p> <p>③ ソーシャルワークの過程</p> <p>④ ソーシャルワークの記録</p> <p>⑤ ケアマネジメント</p> <p>⑥ 集団を活用した支援</p> <p>⑦ コミュニティワーク</p> <p>⑧ スーパービジョンとコンサルテーション</p>
<p>ソーシャルワークの理論と方法 (専門)</p>	<p>① 社会福祉士として多様化・複雑化する課題に対応するため、より実践的かつ効果的なソーシャルワークの様々な理論と方法を理解する。</p> <p>② 支援を必要とする人との援助関係の形成やニーズの掘り起こしを行うための、知識と技術について理解する。</p> <p>③ 社会資源の活用の意義を踏まえ、地域における社会資源の開発やソーシャルアクションについて理解する。</p> <p>④ 個別の事例の具体的な解決策及び事例の共通性や一般性を見出す</p>	<p>① ソーシャルワークにおける援助関係の形成</p> <p>② ソーシャルワークにおける社会資源の活用・調整・開発</p> <p>③ ネットワークの形成</p> <p>④ ソーシャルワークに関連する方法</p> <p>⑤ カンファレンス</p> <p>⑥ 事例分析</p> <p>⑦ ソーシャルワークにおける総合的かつ包括的な支援の実際</p>

	ための、事例分析の意義や方法を理解する。	
地域福祉と包括的支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉の基本的な考え方、展開、動向について理解する。 ② 地域福祉における主体と対象を理解し、住民の主体形成の概念を理解する。 ③ 地域福祉を推進するための、福祉行財政の実施体制と果たす役割について理解する。 ④ 地域福祉計画をはじめとした福祉計画の意義・目的及び展開を理解する。 ⑤ 包括的支援体制の考え方と、多職種及び多機関協働の意義と実際について理解する。 ⑥ 地域生活課題の変化と現状を踏まえ、包括的支援体制における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉の基本的な考え方 ② 福祉行政システム ③ 福祉計画の意義と種類、策定と運用 ④ 地域社会の変化と多様性・複雑化した地域生活課題 ⑤ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制 ⑥ 地域共生の実現に向けた多機関協働 ⑦ 災害時における総合的かつ包括的な支援体制 ⑧ 地域福祉と包括的支援体制の課題と展望
福祉サービスの組織と経営	<ul style="list-style-type: none"> ① ソーシャルワークにおいて必要となる、福祉サービスを提供する組織や団体の概要について理解する。 ② 社会福祉士に求められる福祉サービスの組織と沿革、経営の視点と方法を理解する。 ③ 福祉サービスの組織と運営に係る基礎理論、労働者の権利等につ 	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉サービスに係る組織や団体の概要と役割 ② 福祉サービスの組織と運営に係る基礎理論 ③ 福祉サービス提供組織の経営と実際 ④ 福祉人材のマネジメント

	<p>いて理解する。</p> <p>④ 福祉サービスに求められる福祉人材マネジメントについて理解する。</p>	
社会保障	<p>① 社会保障の概念や対象及びその理念について、社会保障制度の展開過程も含めて理解する。</p> <p>② 現代社会における社会保障制度の役割と意義、取り組むべき課題について理解する。</p> <p>③ 社会保障制度の財政について理解する。</p> <p>④ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。</p> <p>⑤ 社会保障制度の体系と概要について理解する。</p> <p>⑥ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。</p>	<p>① 現代社会における社会保障制度の現状（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）</p> <p>② 社会保障の概念や対象及びその理念</p> <p>③ 社会保障の財源</p> <p>④ 社会保険と社会扶助の関係</p> <p>⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係</p> <p>⑥ 社会保障制度の体系</p> <p>⑦ 諸外国における社会保障制度</p>
高齢者福祉	<p>① 高齢者の定義と特性を踏まえ、高齢者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>② 高齢者福祉の歴史と高齢者観の変遷、制度の発展過程について理解する。</p> <p>③ 高齢者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④ 高齢期における生活課題を踏まえて、社会福祉士としての適切な</p>	<p>① 高齢者の定義と特性</p> <p>② 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会環境</p> <p>③ 高齢者福祉の歴史</p> <p>④ 高齢者に対する法制度</p> <p>⑤ 高齢者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割</p> <p>⑥ 高齢者と家族等に対する支援の実際</p>

	支援のあり方を理解する。	
障害者福祉	<p>① 障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>② 障害者福祉の歴史と障害観の変遷、制度の発展過程について理解する。</p> <p>③ 障害者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④ 障害による生活課題を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	<p>① 障害概念と特性</p> <p>② 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会環境</p> <p>③ 障害者福祉の歴史</p> <p>④ 障害者に対する法制度</p> <p>⑤ 障害者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割</p> <p>⑥ 障害者と家族等に対する支援の実際</p>
児童・家庭福祉	<p>① 児童が権利の主体であることを踏まえ、児童・家庭及び妊産婦の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>② 児童福祉の歴史と児童観の変遷や制度の発展過程について理解する。</p> <p>③ 児童や家庭福祉に係る法制度について理解する。</p> <p>④ 児童や家庭福祉領域における支援の仕組みと方法、社会福祉士の役割について理解する。</p> <p>⑤ 児童・家庭及び妊産婦の生活課題を踏まえて、適切な支援のあり方を理解する</p>	<p>① 児童・家庭の定義</p> <p>② 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会環境</p> <p>③ 児童・家庭福祉の定義</p> <p>④ 児童・家庭に対する法制度</p> <p>⑤ 児童・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割</p> <p>⑥ 児童・家庭に対する支援の実際</p>

<p>貧困に対する支援</p>	<p>① 貧困や公的扶助の概念を踏まえ、貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>② 貧困の歴史と貧困観の変遷について理解する。</p> <p>③ 貧困に係る法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④ 貧困による生活課題を踏まえ、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する</p>	<p>① 貧困の概念</p> <p>② 貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境</p> <p>③ 貧困の歴史</p> <p>④ 貧困に対する法制度</p> <p>⑤ 貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割</p> <p>⑥ 貧困に対する支援の実際</p>
<p>保健医療と福祉</p>	<p>① ソーシャルワーク実践において必要となる保健医療の動向を理解する。</p> <p>② 保健医療に係る政策、制度、サービスについて理解する。</p> <p>③ 保健医療領域における社会福祉士の役割と、連携や協働について理解する。</p> <p>④ 保健医療の課題を持つ人に対する、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	<p>① 保健医療の動向</p> <p>② 保健医療に係る政策・制度・サービスの概要</p> <p>③ 保健医療に係る倫理</p> <p>④ 保健医療領域における専門職の役割と連携</p> <p>⑤ 保健医療領域における支援の実際</p>
<p>権利擁護を支える法制度</p>	<p>① 法に共通する基礎的な知識を身につけるとともに、権利擁護を支える憲法、民法、行政法の基礎を理解する。</p> <p>② 権利擁護の意義と支える仕組みについて理解する。</p> <p>③ 権利が侵害されている者や日常</p>	<p>① 法の基礎</p> <p>② ソーシャルワークと法の関わり</p> <p>③ 権利擁護の意義と支える仕組み</p> <p>④ 権利擁護活動で直面しうる法的諸問題</p> <p>⑤ 権利擁護に関わる組織、団体、専門職</p>

	<p>生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。</p> <p>④ 権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する。</p> <p>⑤ ソーシャルワークにおいて必要となる成年後見制度について理解する。</p>	⑥ 成年後見制度
刑事司法と福祉	<p>① 刑事司法の近年の動向と制度の仕組みを理解する。</p> <p>② 刑事司法における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割について理解する。</p> <p>③ 刑事司法の制度に関わる関係機関等の役割について理解する。</p>	<p>① 刑事司法における近年の動向とこれを取り巻く社会環境</p> <p>② 刑事司法</p> <p>③ 少年司法</p> <p>④ 更生保護制度</p> <p>⑤ 医療観察制度</p> <p>⑥ 犯罪被害者支援</p>
ソーシャルワーク演習	<p>① ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。</p> <p>② ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。</p> <p>③ ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。</p> <p>④ ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。</p>	<p>個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>① 自己覚知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己理解と他者理解 <p>② 基本的なコミュニケーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等） ・非言語技術(表情、態度、身振り、

		<p>位置取り等)</p> <p>③ 基本的な面接技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接の構造化 ・場の設定(面接室、生活場面、自宅等) ・ツールの活用(電話、e-mail等) <p>④ ソーシャルワークの展開過程</p> <p>事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア <p>⑤ ソーシャルワークの記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援経過の把握と管理 <p>⑥ グループダイナミクスの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワークの構成(グループリーダー・コリーダー・グループメンバー) ・グループワークの展開過程(準備期・開始期・作業期・終結期) <p>⑦ プレゼンテーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人プレゼンテーション ・グループプレゼンテーション
--	--	---

<p>ソーシャル ワーク演習 (専門)</p>	<p>① ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する。</p> <p>② 社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。</p> <p>③ 支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。</p> <p>④ 地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。</p> <p>⑤ ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。</p> <p>⑥ 実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。</p> <p>⑦ 実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。</p>	<p><ソーシャルワーク実習前に行うこと></p> <p>個別指導並びに集団指導を通して、実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>① 次に掲げる具体的な事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、支援を必要とする人が抱える複合的な課題に対する総合的かつ包括的な支援について実践的に習得すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待（児童・障害者・高齢者等） ・ひきこもり ・貧困 ・認知症 ・終末期ケア ・災害時 ・その他の危機状態にある事例（権利擁護活動を含む） <p>② ①に掲げた事例等を題材として、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面及び過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング
---------------------------------	---	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・支援の集結と事後評価 ・アフターケア <p>③ ②の実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ ・チームアプローチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション <p>④ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ・地域アセスメント ・地域福祉の計画 ・組織化 ・社会資源の活用・調整・開発 ・サービスの評価 <p><ソーシャルワーク実習後に行うこと></p> <p>ソーシャルワークに係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的かつ学術的な知識及び技術として習得できるよう、集団指導並びに個別指導による実技指導を行</p>
--	--	---

		うこと。 ① 事例研究、事例検討 ② スーパービジョン
ソーシャル ワーク実習 指導	① ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ② 社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。 ③ ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。 ④ 実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ① 実習及び実習指導の意義（スーパービジョン含む。） ② 多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習 ③ 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解 ④ 実習先で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解 ⑤ 実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解 ⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解 ⑦ 実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価 ⑨ 巡回指導 ⑩ 実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成

		⑪ 実習の評価及び全体総括会
ソーシャル ワーク実習	<p>① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。</p> <p>② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。</p> <p>③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。</p> <p>④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。</p> <p>⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p>	<p>実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成</p> <p>② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成</p> <p>③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価</p> <p>④ 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価</p> <p>⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解</p> <p>⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ</p> <p>⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p> <p>⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理</p>

		<p>の理解を含む。)</p> <p>⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解</p> <p>⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション <p>ソーシャルワーク実習指導担当教員は巡回指導等を通して実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p>
--	--	---

実習指導者講習会
修了者各位

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長 白澤 政和

厚生労働省 平成31年度社会福祉推進事業
「社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業」への
ご協力について（ご依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本連盟では、今年度厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業』に取り組んでいます。本事業は、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会が平成30年3月27日に公表した報告書『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』に基づき、現在検討が進められている社会福祉士養成教育内容の見直しに係る検討結果を踏まえ、新たなカリキュラムをより効果的に教育し、地域で活躍できるソーシャルワーク専門職養成のための調査研究を行っております。今回この事業の一環として、全国の実習指導者講習会修了者を対象に「社会福祉養成教育に関する実態及び意向を把握するための調査」を実施致します。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき本調査票に記入の上 **2020年2月7日(金)まで** に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

調査票への記入は、実習指導者講習会を修了された「実習指導者」であり、「現在実習に携わっている方」または「過去に実習に携わった経験のある方」にお願いします。なお、貴施設・機関において実習に携わったことがある「実習指導者」がご不在の場合はアンケート用紙をそのままご返信ください。日頃ソーシャルワーク専門職教育を担われている皆様のご意見をいただき、今後の養成教育に反映させていきたいと考えております。ご多忙のところ恐縮ではございますが、是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。 謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについて

本調査で収集したすべての情報は本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において団体名・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ お詫びと訂正

調査票本票の〆切の曜日に誤りがございました。上記2月7日(金)が正しい記載です。お詫びして訂正致します。

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局 (担当: 早坂)
〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 5階
TEL: 03-5495-7242 FAX: 03-5495-7219 E-mail: jimukyoku@jaswe.jp

**厚生労働省 令和元年度社会福祉推進事業
社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業
社会福祉士養成教育に関する実態及び意向把握調査**

2020年1月

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

＜ご記入にあたって＞

1. ご回答は、社会福祉士実習指導者講習会を修了された「実習指導者」であり、「現在実習に携わっている方」または「過去に実習に携わった経験のある方」にお願いします。**なお、貴施設・機関において実習に携わったことがある「実習指導者」がご不在の場合はアンケート用紙を返送不要です。**
2. ご記入後は、恐れ入りますが**2月7日(火)まで** 同封の返信用封筒にてご返送願います。
3. 本調査用紙への回答をもちまして、調査協力の同意をいただいたものとさせていただきます。

I 実習指導において、下記の内容をどの程度実習で実施することができたか、直近の実習を振り返って以下の内容ごとにあてはまるもの1つに○をつけてください。

		4	3	2	1
		十分実施することができた	ある程度実施することができた	ほとんど実施できなかった	全く実施することができなかった
①	地域における潜在的なニーズを抱える人や世帯の把握、発見	4	3	2	1
②	地域全体で解決が求められている課題の発見	4	3	2	1
③	相談者が抱える課題を包括的に理解するための社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント	4	3	2	1
④	相談者個人、世帯並びに個人と世帯を取り巻く集団や地域のアセスメント	4	3	2	1
⑤	アセスメントを踏まえた課題解決やニーズの充足及び適切な社会資源への仲介・調整	4	3	2	1
⑥	相談者個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制及び地域づくり	4	3	2	1
⑦	必要なサービスや社会資源が存在しない又は機能しない場合における新たな社会資源の開発や施策の改善の提案	4	3	2	1
⑧	地域特性、社会資源、地域住民の意識等を把握するための地域アセスメント及び評価	4	3	2	1

		4 十分実施する ことができた	3 ある程度実施する ことができた	2 ほとんど実施する ことができなかった	1 全く実施することが できなかった
⑨	地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成及び地域づくり	4	3	2	1
⑩	包括的な相談支援体制に求められる価値、知識、技術に関する情報や認識の共有化	4	3	2	1
⑪	包括的な相談支援体制を構成するメンバーの組織化及びそれぞれの機能や役割の整理・調整	4	3	2	1
⑫	相談者の権利を擁護し、意思を尊重する支援や方法等の整備	4	3	2	1
⑬	包括的な相談支援体制を担う人材の育成に向けた意識の醸成	4	3	2	1
⑭	地域住民に対する地域の福祉課題への関心や問題意識の醸成	4	3	2	1
⑮	地域住民が支え手と受け手に分かれることなく役割を担うという意識の醸成と機会の創出	4	3	2	1
⑯	地域住民のエンパワメント(住民が自身の強みや力に気づき、発揮することへの支援)	4	3	2	1
⑰	住民主体の地域課題解決体制の立ち上げ支援並びに立ち上げ後の運営等の助言・支援	4	3	2	1
⑱	住民主体の地域課題解決体制を構成するメンバーとなる住民や団体等との連絡・調整	4	3	2	1
⑲	地域住民や地域の公私の社会資源との関係形成	4	3	2	1
⑳	見守りの仕組みや新たな社会資源をつくるための提案	4	3	2	1
㉑	包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に関する理解の促進	4	3	2	1
㉒	利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係形成	4	3	2	1
㉓	利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成	4	3	2	1
㉔	利用者やその関係者(家族・親族・友人等)との援助関係の形成	4	3	2	1
㉕	利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンパワメントを含む)とその評価	4	3	2	1

		4 十分実施 することが できた	3 ある程度 実施する ことが できた	2 ほとんど 実施する ことが できなかった	1 全く実施 することが できなかった
②⑥	多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際	4	3	2	1
②⑦	社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解	4	3	2	1
②⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際	4	3	2	1
②⑨	当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ	4	3	2	1
③⑩	ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解	4	3	2	1
③⑪	コーディネーションに関する実践的理解	4	3	2	1
③⑫	ネゴシエーションに関する実践的理解	4	3	2	1
③⑬	ファシリテーションに関する実践的理解	4	3	2	1
③⑭	プレゼンテーションに関する実践的理解	4	3	2	1
③⑮	ソーシャルアクションに関する実践的理解	4	3	2	1

II カリキュラムの改正に伴い、実習時間や形態が変更（実習時間が180時間から240時間に変更され、異なる機関・事業所の2カ所以上で実施することが求められる）される予定ですが、そのことについての意向や期待、現状についてお答えください。

問2-1. 実習が今後 **240時間以上で実施されること**になった場合、実習生がソーシャルワークに関するスキルをトレーニングする機会を増やすことができますか。あてはまるものの1つに○をつけてください。

1. 非常にそう思う	2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない	4. 全くそう思わない

問 2-2. 今回の改正では、メゾ、マクロレベルにおいて実践力を身に付けることを目的として実習時間の 60 時間が増加される予定です。そのことをふまえて、今後の実習指導において、メゾレベル（地域活動の展開・自助グループや地域資源の組織化・環境調整等）、およびマクロレベル（政策提言・社会変革（ソーシャルアクション）・ロビーイング等）の実践を実習プログラムにどの程度組み込むことができるとお考えですか。あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 十分に組み込むことができる | 2. ある程度組み込むことができる |
| 3. 少ししか組み込めない | 4. 全く組み込めない |

問 2-3. 実習が今後異なる機関・事業所の 2 カ所以上で行うことと規定された場合、異なる 2 カ所以上の機関・事業所で実習を行うことは実習教育として効果的だと思いますか。あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 非常にそう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. 全くそう思わない |

問 2-4. 現行の相談援助実習時間は 180 時間となっていますが、今の職場の状況で、最大どの程度の時間数の実習が実施可能だと考えますか。あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|--------------------|
| 1. 240 時間程度 | 2. 300 時間程度 | 3. 360 時間程度 | 4. 400 時間程度またはそれ以上 |
|-------------|-------------|-------------|--------------------|

III 社会福祉士の相談援助実習における養成校の担当教員との関りについてお答えください。

問 3-1. 実習中の実習担当教員による巡回指導への対応についてどの程度負担を感じますか。あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 全く負担ではない | 2. どちらかといえば負担ではない |
| 3. どちらかといえば負担である | 4. 非常に負担である |

問 3-2. 実習生が現在通っている学校（養成校）から遠方の地域の実習施設・機関で実習する場合、巡回指導において ICT を活用した対面による指導（ビデオチャット）を導入することについての考えをお答えください。あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 全て ICT を活用した指導に置き換えてもよいと考える |
| 2. 指導の一部において ICT を活用した指導に置き換えてもよいと考える |
| 3. 巡回指導は ICT を活用した指導に置き換えるべきではないと考える |

その理由をお答えください。

--

問3-3. ICT活用を想定した場合、対面による実習巡回指導と同等（あるいはそれ以上）の教育効果をあげるために必要な工夫や取り組みについてお答えください。

--

問3-4. 実習巡回指導も含めて、実習指導担当教員にご要望やご意見があればお答えください。

--

IV 社会福祉士実習指導者講習会に関する①から⑫の各項目の必要性について、あなたの意見に最も近いものを選び○をつけてください。

		4 大いに そう思う	3 そう 思う	2 あまり そう 思わない	1 全く そう 思わない
①	実習指導概論を充実させる必要がある	4	3	2	1
②	実習マネジメント論を充実させる必要がある	4	3	2	1
③	実習プログラミング論を充実させる必要がある	4	3	2	1
④	実習スーパービジョン論を充実させる必要がある	4	3	2	1
⑤	事例検討の指導方法を充実させる必要がある	4	3	2	1
⑥	学生の動機付けを図る指導方法を充実させる必要がある	4	3	2	1
⑦	トラブル発生時の対応方法を充実させる必要がある	4	3	2	1
⑧	実習の評価方法に関する内容を充実させる必要がある	4	3	2	1

		4 大いに そう 思う	3 そう 思う	2 あまり そう 思わ ない	1 全く そう 思わ ない
⑨	養成校教員との連携に関する内容を充実させる必要がある	4	3	2	1
⑩	地域を巻き込んだ実習プログラムの構築方法を充実させる必要がある	4	3	2	1
⑪	実習指導者の要件を継続するための更新研修を実施する必要がある	4	3	2	1
⑫	実習指導内容についてのフォローアップ研修を実施する必要がある	4	3	2	1

V あなたの業務についてお答えください。

問5-1. 実習指導が所属組織内において本来業務としてどの程度理解されているについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 業務として完全に理解されている	2. ある程度業務として理解されている
3. 業務としてあまり理解されていない	4. 業務として全く理解されていない

問5-2. 実習指導に対して所属組織内におけるサポートをどの程度受けられているかについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 十分なサポートを受けている	2. ある程度サポートを受けている
3. あまりサポートを受けていない	4. 全くサポートを受けていない

問5-3. あなたは最近6ヶ月位のあいだに、次のようなことをどの程度経験しましたか。該当する頻度を1～5から1つ選んで、番号に○をつけてください。

		5 いつも ある	4 しばしば ある	3 時々 ある	2 まれに ある	1 ない
①	「こんな仕事、もうやめたい」と思うことがある	5	4	3	2	1
②	我を忘れるほど仕事に熱中することがある	5	4	3	2	1
③	こまごまと気配りをすることが面倒に感じることもある	5	4	3	2	1
④	この仕事は私の性分に合っていると思うことがある	5	4	3	2	1
⑤	同僚や利用者の顔をみるのも嫌になることがある	5	4	3	2	1
⑥	自分の仕事がつまらなく思えて仕方がないことがある	5	4	3	2	1
⑦	一日の仕事が終わると「やっと終わった」と感じることもある	5	4	3	2	1
⑧	出勤前、職場に出るのが嫌になって、家にいたいと思うことがある	5	4	3	2	1
⑨	仕事を終えて、今日は気持ちのよい日だったと思うことがある	5	4	3	2	1
⑩	同僚や利用者、何も話したくなくなることもある	5	4	3	2	1
⑪	仕事の結果はいつでもよいと思うことがある	5	4	3	2	1
⑫	仕事のために心にゆとりがなくなったと感じることがある	5	4	3	2	1
⑬	今の仕事に、心から喜びを感じることもある	5	4	3	2	1
⑭	今の仕事は、私にとってあまり意味がないと思うことがある	5	4	3	2	1
⑮	仕事が楽しくて、知らないうちに時間がすぎることもある	5	4	3	2	1
⑯	体も気持ちも疲れ果てたと思うことがある	5	4	3	2	1
⑰	我ながら、仕事をうまくやり終えたと思うことがある	5	4	3	2	1

VI 質問にご回答いただいているご自身についてお答えください。

問6-1. あなたの年齢について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 30歳未満	2. 30歳代	3. 40歳代	4. 50歳代	5. 60歳以上
----------	---------	---------	---------	----------

問6-2. 社会福祉士取得を目指す実習生への実習指導に何年携わっているか、延べ年数をご記入ください。

実習指導に携わった延べ年数	年
---------------	---

問6-3. あなたが一年間に担当する実習生の平均人数をお答えください。

名

問6-4. あなたが同時に担当する実習生の平均人数をお答えください。

名

問6-5. あなたが所属する職場（施設・機関・組織）について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 特別養護老人ホーム	2. 社会福祉協議会	3. 障害者支援施設
4. 児童養護施設	5. 障害者生活介護	6. 障害者就労継続（移行）支援
7. 病院（急性期）	8. 病院（急性期以外）	9. 高齢者通所施設
10. 地域包括支援センター	11. 相談支援事業所（障害）	12. 福祉事務所
13. 老人保健施設	14. 母子生活支援施設	15. 児童相談所
16. その他（		）

VII その他、今後の実習指導のあり方についてご意見があればお答えください。

--

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

都道府県ソーシャルワーク専門職職能団体

会長 様

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

会長 白澤 政和

厚生労働省 令和年度社会福祉推進事業

「社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業」へのご協力について（ご依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本連盟では、今年度厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業』に取り組んでいます。本事業は、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会が平成 30 年 3 月 27 日に公表した報告書『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』に基づき、現在検討が進められている社会福祉士養成教育内容の見直しに係る検討結果を踏まえ、新たなカリキュラムをより効果的に教育し、地域で活躍できるソーシャルワーク専門職養成のための調査研究を行っております。今回この事業の一環として、全国の都道府県のソーシャルワーク専門職職能団体を対象に「社会福祉養成教育に関する実態及び意向を把握するための調査」を実施致します。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき本調査票に記入の上 **2020 年 2 月 7 日(金)まで** に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、**調査票へのご記入は、貴団体としての意向を記載いただける方** をお願いいたします。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。 謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについて

本調査で収集したすべての情報は本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において団体名・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ お詫びと訂正

調査票本票の〆切の曜日に誤りがございました。上記 2 月 7 日（金）が正しい記載です。お詫びして訂正致します。

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

（一社）日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局（担当：早坂）

〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 5 階

TEL : 03-5495-7242 FAX : 03-5495-7219 E-mail : jimukyoku@jaswe.jp

厚生労働省 令和元年度社会福祉推進事業
 社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業
 社会福祉士養成教育に関する実態及び意向把握調査

2020年1月
 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

<ご記入にあたって>

1. ご回答は、原則として貴団体を代表される方、また、貴団体の事務局長として、事業の責任を有する方をお願いします。
2. ご回答者個人の回答でも、貴団体における合議による回答でも結構です。
3. ご記入後は、恐れ入りますが**2月7日(火)まで**同封の返信用封筒にてご返送願います。

I 貴団体の概要についてお答えください。

問1-1. いずれかをお選びください。

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 都道府県社会福祉士会 | 2. 都道府県精神保健福祉士協会 |
|---------------|------------------|

問1-2. 貴団体の取得している法人格について、あてはまるものに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 公益社団法人
2. 一般社団法人
3. その他 ()
4. 法人格を取得していない(任意団体) |
|--|

問1-2. 以下に挙げる事業や活動のうち、貴団体で現在実施している事業や活動をすべて選び、○をつけてください。(複数回答)

- | |
|---|
| 1. 会員向けの研修事業の実施
2. 分野・領域ごとに会員が交流・意見交換する機会の確保
3. 地区・支部ごとに会員が交流・意見交換する機会の確保
4. 社会福祉士・精神保健福祉士養成校・養成施設に在籍する学生と会員が交流する機会の確保
5. 社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験合格に向けた支援事業
6. 他団体の理事や行政の委員会の委員などの推薦
7. 調査・研究事業
8. 実習指導者講習会の企画・運営(養成校との共催を含む)
9. 実習指導者のフォローアップ
10. 行政からの委託事業の実施
11. 成年後見に関わる受任・相談事業
12. その他 () |
|---|

II 貴団体の所在する都道府県における社会福祉士・精神保健福祉士養成校・養成施設との連携・協働の取り組みについてお答えください。

問2-1. 貴団体の所属する都道府県内にある社会福祉士・精神保健福祉士養成校・養成施設との現在行っている連携・協働の取り組みについて、それぞれあてはまるものに○をつけてください。

		1 はい	2 いいえ
①	養成校・養成施設の教員が団体の役員として関わっている	1	2
②	養成校・養成施設の教員が団体の委員会活動や事業の助言者等として関わっている	1	2
③	養成校・養成施設の教員が団体主催の研修会の講師を行っている	1	2
④	団体のイベントへの学生参加を呼びかけるための協力を養成校・養成施設に依頼している	1	2
⑤	団体のイベントに必要な会場の確保を養成校・養成施設の教員に依頼している	1	2
⑥	養成校・養成施設から依頼を受け、社会福祉士・精神保健福祉士の実習生受け入れ先の調整を行っている	1	2
⑦	養成校・養成施設の授業の特別講師（ゲストスピーカーなど）や非常勤講師を派遣している	1	2
⑧	現役生に対して職能団体への加入を促すための広報を養成校・養成施設に依頼している	1	2
⑨	地域の社会福祉の状況について、情報交換・意見交換を行っている	1	2
⑩	地域における社会福祉士・精神保健福祉士の養成教育のあり方について、情報交換・意見交換を行っている	1	2
⑪	地域における現任の社会福祉士・精神保健福祉士の研修や育成等のあり方について、情報交換・意見交換を行っている	1	2
⑫	地域の社会福祉に関連する人材確保について、情報交換・意見交換を行っている	1	2
⑬	社会資源の開発を行っている	1	2
⑭	調査研究活動を行っている	1	2
⑮	制度改革などのソーシャルアクションを行っている	1	2
⑯	現在、所在する都道府県内にある養成校・養成施設との連携・協働の取り組みは行っていない	1	2
⑰	その他（ ）	1	2

問 2-2. 貴団体は、所在する都道府県内にある社会福祉士・精神保健福祉士養成校・養成施設と
今後どのような連携・協働を行いたいと考えていますか次の中からそれぞれあてはまる
 ものを選び、○をつけてください

		1 はい	2 いいえ
①	養成校・養成施設の教員が団体の役員として関わる	1	2
②	養成校・養成施設の教員が団体の委員会活動や事業の助言者等として関る	1	2
③	養成校・養成施設の教員が団体主催の研修会の講師を行う	1	2
④	団体のイベントへの学生参加を呼びかけるための協力を養成校・養成施設に依頼する	1	2
⑤	団体のイベントに必要な会場の確保を養成校・養成施設の教員に依頼する	1	2
⑥	養成校・養成施設から依頼を受け、社会福祉士・精神保健福祉士の実習生受け入れ先の調整を行う	1	2
⑦	養成校・養成施設の授業の特別講師（ゲストスピーカーなど）や非常勤講師を派遣する	1	2
⑧	現役生に対して職能団体への加入を促すための広報を養成校・養成施設に依頼する	1	2
⑨	地域の社会福祉の状況について、情報交換・意見交換を行う	1	2
⑩	地域における社会福祉士・精神保健福祉士の養成教育のあり方について、情報交換・意見交換を行う	1	2
⑪	地域における現任の社会福祉士・精神保健福祉士の研修や育成等のあり方について、情報交換・意見交換を行う	1	2
⑫	地域の社会福祉に関連する人材確保について、情報交換・意見交換を行う	1	2
⑬	社会資源の開発を行う	1	2
⑭	調査研究活動を行う	1	2
⑮	制度改革などのソーシャルアクションを行う	1	2
⑯	所在する都道府県内にある養成校・養成施設と連携・協働の取り組み行いたいとは考えていない	1	2
⑰	その他（ ）	1	2

Ⅲ 実習指導者講習会の実施状況と今後の予定についてお答えください

問3-1. 実習指導者講習会の実施頻度について、あてはまるもの1つに○をつけてください

1. 2年に1回開催している 2. 1年に1回開催している 3. 1年に2回以上開催している 4. 過去に開催したが近年はない 5. 一度も開催したことがない 6. その他 ()

問3-2. 実習指導者講習会の開催方法について、あてはまるもの1つに○をつけてください

1. 単独で主催している (していた) 2. 養成校・養成施設と共催している (していた) 3. 開催していない
--

問3-3. 問3-1で「5. 一度も開催したことがない」以外に○をつけた方にお伺いします。実習指導者講習会を開催することによる会員や地域への効果について、次の中からそれぞれあてはまるものに○をつけてください。

		1	2	3	4
		あ て は ま る と も	や や あ て は ま る	あ ま り あ て は ま ら な い	あ ま っ た く あ て は ま ら な い
①	会員の専門性に関する学び直しにつながる	4	3	2	1
②	会員の専門的技能の向上につながる	4	3	2	1
③	会員の実習指導に係る技能の向上につながる	4	3	2	1
④	職能団体と養成校・養成施設との関係が深まる	4	3	2	1
⑤	職能団体と関係機関間のネットワークが強化される	4	3	2	1
⑥	事業収入が得られる	4	3	2	1
⑦	都道府県の実習指導体制の構築・強化につながる	4	3	2	1
⑧	都道府県域の福祉人材確保につながる	4	3	2	1
⑨	都道府県域のスーパービジョン体制の構築・強化につながる	4	3	2	1
⑩	その他 ()	4	3	2	1

問3-4. すべての方にお伺いします。実習指導者講習会を開催する場合、また、共催する場合の
困難な点について、次の中からそれぞれあてはまるものに○をつけてください。

		1	2	3	4
		あてはまる とても	ややあてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない
①	運営スタッフの確保	4	3	2	1
②	講師、ファシリテーターの確保	1	2	3	4
③	会場の確保	1	2	3	4
④	開催日程の調整	1	2	3	4
⑤	日本社会福祉士会又は日本精神保健福祉士協会との連絡調整	1	2	3	4
⑥	養成校・養成施設との連絡調整	1	2	3	4
⑦	運営スタッフ間の意思疎通、連絡調整	1	2	3	4
⑧	事前打ち合わせの日程調整	1	2	3	4
⑨	事前打ち合わせの会場確保、調整	1	2	3	4
⑩	団体内で講習会を開催することの合意形成	1	2	3	4
⑪	広告、広報	1	2	3	4
⑫	受講者の確保	1	2	3	4
⑬	財源の確保	1	2	3	4
⑭	その他 ()	1	2	3	4

IV 地域の以下のような組織・団体との関わりについてお答えください

問4-1. 貴団体が所在する地域の、日本ソーシャルワーク教育学校連盟の各地方ブロック（旧日本社会福祉教育学校連盟、旧日本社会福祉士養成校協会、旧日本精神保健福祉士養成校協会の各地方ブロック）との関わりについて、あてはまるもの1つに○をつけてください

1. 役員・委員会への相互就任、事業実施の共催など、密接な関わりをもっている
2. 地方ブロックの存在は知っているが、組織としてはとくに関わりを持っていない
3. 地方ブロックの存在について知らなかった

問4-2. 貴団体が所在する地域の自治体（都道府県あるいは市町村）との関わりについて、あてはまるもの1つに○をつけてください

- | |
|---|
| 1. 自治体が設置・主催する各種の委員会や検討会、セミナー・イベント等に、組織として密接に関わっている |
| 2. 組織として委員会等に関わっていないが、日頃から自治体の民生関連部局との連絡は取り続けている |
| 3. 組織として自治体に関わることはなく、連絡を取ることもない |

V 現在、社会福祉士及び精神保健福祉士の養成課程の見直しが検討されており、科目名称や教育内容の変更、実習時間の増加（社会福祉士のみ）等が行われ、2021（令和3）年度から新しいカリキュラムが実施される予定です。養成課程の改正についての意向や期待、考えについてお答えください。

問5-1. カリキュラム改正の内容に関する理解について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 十分理解している | 2. やや理解している |
| 3. あまり理解していない | 4. 全く理解していない |

問5-2. 新しいカリキュラムに関する印象やお考えについてお答えください。

--

VI 質問にご回答いただいている方ご自身についてお答えください。

問6-1. あなたの年齢についてあてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|----------|
| 1. 30歳未満 | 2. 30歳代 | 3. 40歳代 | 4. 50歳代 | 5. 60歳以上 |
|----------|---------|---------|---------|----------|

問6-2. 貴団体内における役職・肩書きをお答えください。

役職・肩書き	
--------	--

VII その他、新カリキュラムを踏まえた人材養成への要望や本連盟へのご意見などがあればお答えください。

--

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

自治体
人事ご担当者様

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長 白澤 政和

厚生労働省 平成31年度社会福祉推進事業
「社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業」への
ご協力について（ご依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業』に取り組んでいます。本事業は、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会が平成30年3月27日に公表した報告書『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』に基づき、現在検討が進められている社会福祉士養成教育内容の見直しに係る検討の結果を踏まえ、新たなカリキュラムをより効果的に教育し、地域で活躍できるソーシャルワーク専門職養成のための調査研究を行っております。今回この事業の一環として、全国の自治体を対象に「社会福祉養成教育に関する実態及び意向を把握するための調査」を実施致します。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき本調査票に記入の上 **2020年2月7日（金）まで** に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、**調査票へのご記入は、貴自治体としての意向を記載いただける方をお願い**いたします。ご多忙のところ恐縮ではございますが、是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。 謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについて

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において養成校名・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ お詫びと訂正

調査票本票の〆切の曜日に誤りがございました。上記2月7日（金）が正しい記載です。お詫びして訂正致します。

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

（一社）日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局（担当：早坂）
〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 5階
TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 E-mail：jimukyoku@jaswe.jp

**厚生労働省 令和元年度社会福祉推進事業
社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業
社会福祉士養成教育に関する実態及び意向把握調査**

2020年1月
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

<ご記入にあたって>

1. ご回答は、原則、貴自治体としての意向をご記載いただける方をお願いします。
2. 貴自治体における合議による回答でも結構です。
3. ご記入後は、恐れ入りますが **2月7日(火)まで**に同封の返信用封筒にてご返送願います。

I 貴自治体の概要についてお答えください。

問1-1. 貴自治体の所在都道府県の番号に○をつけてください。

1	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
2	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
3	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
4	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
5	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
6	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
7	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
8	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
9	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

問1-2. 貴自治体の種別について、あてはまるものに○をつけてください。

- | | | | |
|---------|--------|--------|----------------|
| 1. 都道府県 | 2. 政令市 | 3. 中核市 | 4. 政令市・中核市以外の市 |
| 5. 特別区 | 6. 町 | 7. 村 | |

問1-3. 貴自治体の人口についてご記入ください。(2019年4月1日現在)

人口	千人

問 1 - 4. 貴自治体の 2019 年 4 月 1 日現在の全職員数及び民生部門の職員数について、
 総務省の地方公共団体定員管理調査に回答した数字をご記入ください。

全職員数	人	民生部門職員数	人
------	---	---------	---

問 1 - 5. 貴自治体が公設・公営で設置する福祉関係機関・施設数、及びそこに所属する
 職員数について、ご記入ください。

機関・施設	数	機関・施設職員の人数
民生一般		名
福祉事務所	_____ヶ所・設置していない	名
児童相談所	_____ヶ所・設置していない	名
身体障害者更生相談所	_____ヶ所・設置していない	名
知的障害者更生相談所	_____ヶ所・設置していない	名
婦人相談所	_____ヶ所・設置していない	名
保育所	_____ヶ所・設置していない	名
児童福祉施設（保育所を除く）	_____ヶ所・設置していない	名
老人福祉施設	_____ヶ所・設置していない	名
身体障害者福祉施設	_____ヶ所・設置していない	名
知的障害者福祉施設	_____ヶ所・設置していない	名
生活保護施設	_____ヶ所・設置していない	名
母子・寡婦施設	_____ヶ所・設置していない	名
公立病院	_____ヶ所・設置していない	名
地域包括支援センター(直営のみ)	_____ヶ所・設置していない	名
児童相談所	_____ヶ所・設置していない	名
子育て世代包括支援センター（直営のみ）	_____ヶ所・設置していない	名
その他の社会福祉施設	_____ヶ所・設置していない	名

II 貴自治体における社会福祉士・精神保健福祉士の採用についてお答えください。

問2-1. 貴自治体の2019年度採用(2019年4月1日採用分)の常勤職員採用実績をご記入下さい。把握していない場合は、「把握していない」に○をつけてください。

2019年度常勤職員(大卒程度) 採用実績	名	把握していない
うち社会福祉士資格取得者数 (把握人数のみ記載)名	名	把握していない
うち精神保健福祉士資格取得者数 (把握人数のみ記載)名	名	把握していない

問2-2. 貴自治体では、福祉関係部局(事業所等を含む)への配置を前提とした正規職員(保育士除く)採用(以下、福祉専門職採用という)を実施していますか。以下の選択肢から1つ選び、○をつけてください。

1 毎年実施している	⇒問2-3へ
2 必要に応じて実施している	⇒問2-3へ
3 実施していない	

問2-3. 問2-2で「① 毎年実施している」「② 必要に応じて実施している」と答えた方にお伺いします。どのような名称で採用していますか。また、2019年度の福祉専門職採用の実績をご記入ください。

採用職名称	区分 (あてはまるものに○)	2019年度 採用実績	うち社会福祉 士数(把握人 数を記載)	うち精神保健福 祉士数(把握人 数を記載)
	上級・中級・初級	名	名	名
	上級・中級・初級	名	名	名
	上級・中級・初級	名	名	名
	上級・中級・初級	名	名	名
	上級・中級・初級	名	名	名

問2-4. 貴自治体では、福祉専門職採用にあたって、社会福祉士資格または精神保健福祉士資格を採用の要件として明示していますか。あてはまるものに、それぞれ1つ、○をつけてください。

①	社会福祉士	1 採用の必須要件にしている 2 採用要件の一つにしている 3 採用要件にしていない
---	-------	--

②	精神保健福祉士	1 採用の必須要件にしている 2 採用要件の一つにしている 3 採用要件にしていない
---	---------	--

Ⅲ 貴自治体における社会福祉士・精神保健福祉士への期待についてお答えください。

問3-1. 貴自治体では、福祉関連部局において社会福祉士・精神保健福祉士を配属する必要性がどの程度あると考えていますか。社会福祉士・精神保健福祉士のそれぞれについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。

	大いにある	少しはある	あまりない	全くない
社会福祉士	1	2	3	4
精神保健福祉士	1	2	3	4

問3-2. 貴自治体では、福祉関連部局以外の部局において、社会福祉士・精神保健福祉士を配属する必要性がどの程度あると考えていますか。それぞれあてはまるもの1つに○をつけてください。

	大いにある	少しある	あまりない	全くない
社会福祉士	1	2	3	4
精神保健福祉士	1	2	3	4

問3-3. 問3-2で「大いにある」「少しある」と回答した方にお伺いします。必要と思われる部局として、あてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)

1. 企画・政策	2. 公共交通	3. 地域振興（観光、移住定住等）
4. 防災	5. 環境	6. 税務
7. 住宅	8. まちづくり	9. 生涯学習（公民館・図書館等）
10. 教育（教育委員会含）	11. 情報	12. 多文化共生（外国人）
13. その他（		）

問3-4. 貴自治体に所在する公的機関以外の福祉系の各種団体・組織における社会福祉士・精神保健福祉士の登用・活用について、あてはまる考え方に一つ、○をつけてください。

1. 各種団体・組織の社会福祉士・精神保健福祉士の確保（採用）は自治体における福祉の保障に関連しており、行政にも責任がある
2. 各種団体・組織の社会福祉士・精神保健福祉士の確保（採用）は自治体における福祉の保障に関連するため、行政も関心を寄せるべきである
3. 各種団体・組織の社会福祉士・精神保健福祉士の確保（採用）は各種団体・組織の責任であり、行政が関与すべきものではない
4. その他（

IV 福祉士養成校・養成施設との連携・協働の取り組みについてお答えください。

問5-1. 貴自治体では、社会福祉士又は精神保健福祉士養成校・養成施設と連携・協働した事業を行っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|------------------------|-------------|
| 1. 現在行っている | 2. 今後予定している |
| 3. 行ったことはあるが、現在は行っていない | 4. 行ったことがない |

問5-2. 問5-1で1、2、3を選んだ方にお伺いします。連携・協働の内容を具体的にご記入ください。

問5-3. 養成校・養成施設との連携を円滑に進めるため、どのように貴自治体の体制を整備していますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 関係部局を統括する組織を創設し、大学との窓口を一本化している |
| 2. 研究開発を中心とした産学官連携を推進する組織を創設している |
| 3. 地域における社会福祉関係の養成校・養成施設との連携を推進する組織を創設している |
| 4. 体制を整えておらず、事業ごとに対応 |
| 5. その他 () |

問5-4. 養成校・養成施設との連携・協働について、ご要望やご意見があれば自由にお答えください。

V その他、社会福祉士や精神保健福祉士の登用や活用、養成教育についてご意見があれば、自由に記入してください。

--

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

社会福祉法人
理事長 様

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長 白澤 政和

厚生労働省 平成 31 年度社会福祉推進事業
「社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業」への
ご協力について（ご依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本連盟では、今年度厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業』に取り組んでいます。本事業は、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会が平成 30 年 3 月 27 日に公表した報告書『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』に基づき、現在検討が進められている社会福祉士養成教育内容の見直しに係る検討結果を踏まえ、新たなカリキュラムをより効果的に教育し、地域で活躍できるソーシャルワーク専門職養成のための調査研究を行っております。今回この事業の一環として、全国の社会福祉法人を対象に「社会福祉養成教育に関する実態及び意向を把握するための調査」を実施致します。

本調査（アンケート）は、全国社会福祉法人経営者協議会のご協力の下、協議会に加盟されている社会福祉法人にご依頼させていただいております。つきましては、業務ご多忙のところ恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき本調査票にご記入の上 **2020 年 2 月 7 日（金）まで** に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。なお、**調査票へのご記入は、貴法人としての意向を記載いただける方をお願い**いたします。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。 謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについて

本調査で収集したすべての情報は本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において団体名・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ お詫びと訂正

調査票本票の〆切の曜日に誤りがございました。上記 2 月 7 日（金）が正しい記載です。お詫びして訂正致します。

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

（一社）日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局（担当：早坂）
〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 5 階
TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 E-mail：jimukyoku@jaswe.jp

厚生労働省 令和元年度社会福祉推進事業
 社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業
 社会福祉士養成教育に関する実態及び意向把握調査

2020年1月

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

〈ご記入にあたって〉

1. ご回答は、原則、貴法人としての意向をご記載いただける方をお願いします。
2. 貴法人における合議による回答でも結構です。
3. ご記入後は、恐れ入りますが **2月7日(火)まで**に同封の返信用封筒にてご返送願います。

Ⅰ 貴法人の概要についてお答えください。

問1-1. 以下の施設種別のうち、現在、貴法人が事業を営んでいる分野に○を、営んでいない分野に×をご記入ください。

施設種別	生活保護分野	高齢者分野 (介護保険施設含む)	障害者分野	婦人保護分野
○または×				
施設種別	児童分野 (保育所・子育て支援センターを除く)	保育所 (子育て支援センターを含む)	医療分野	その他
○または×				

※上記の分野には入所施設だけでなく通所事業や訪問事業、相談事業も含まれます。

問1-2. 貴法人の全雇用者数について、正規職員・非正規職員それぞれお答えください。
 (2019年4月1日現在)

	全雇用者数
正規職員	人
非正規職員	人

※正規職員とは、雇用している労働者で労働時間に関係なく雇用期間の定めのないものを指します。
 また、非正規職員とは、正規職員以外の労働者を指します。

問1-3. 貴法人の開設年をお答えください(社会福祉法人が開設される前に母体となる法人があった場合においても、社会福祉法人としての開設年をご記入ください)。

開設年	西暦_____年
-----	----------

問1-4. 貴法人の本部(主たる事務所)が所在する都道府県をお答えください。

法人本部の所在地	
----------	--

※北海道の場合は、いずれの振興局管内に所在するかまでご記入ください。

問 1-5. 貴法人では、2019 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに社会福祉士を何名採用しましたか。
 正規職員、非正規職員ごとの人数をお答えください。なお、採用実績がない場合には空欄
 ではなく“0”人とご記入ください。

	正規職員	非正規職員
社会福祉士採用人数	人	人

問 1-6. 貴法人の経営する施設・事業所における社会福祉士の人数について、施設・事業所の分
 野ごとの具体的な人数をお答えください（2019 年 4 月 1 日現在）。

施設種別	生活保護分野	高齢者分野 (介護保険施設を含む)	障害者分野	婦人保護分野
社会福祉士の人数	人	人	人	人
施設種別	児童分野 (保育所・子育て支援セ ンターを除く)	保育所 (子育て支援センター を含む)	医療分野	その他
社会福祉士の人数	人	人	人	人

※1 お手数ですが関連部署等に聞き取り・集約を行い、正確な数値をご記入ください。

※2 経営していない施設種別には「-」を記入してください。また施設は経営しているけれども、社
 会福祉士がいない場合には“0”人と記入してください（空欄を作らないでください）。

問 1-7. 社会福祉法人制度改革により、「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として
 位置づけられました。貴法人における公益的取組の実施状況について、以下の取り組みの
 類型ごとにあてはまるもの 1 つに○をつけてください。

		4 取組以前から 改革している	3 改革後に始めた	2 実施に向けて準備中	1 現在は何もしていない
①	地域住民に対する制度に捉われない広範な相談支援	4	3	2	1
②	地域住民に対する見守りや移動（買い物・通院）等の生活支援	4	3	2	1
③	地域住民に対する権利擁護支援	4	3	2	1
④	地域住民に対する資金や物資の貸付・提供	4	3	2	1
⑤	既存事業の利用料の減額・免除	4	3	2	1
⑥	地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動	4	3	2	1
⑦	地域住民に対する福祉教育	4	3	2	1
⑧	地域の関係者とのネットワークづくり	4	3	2	1
⑨	その他（具体的に：_____）	4	3	2	1

※上記類型①～⑨は、社会福祉法人の平成 30 年度現況報告書における類型を参考に設定しています。
 各類型の具体例などは全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会による「緊急発信！社会
 福祉法人・福祉施設の『地域における公益的な取組』の発信率 100%へ」をご覧ください。

問1-8. 貴法人における以下の各取組の実施状況について、それぞれあてはまるもの1つに○をつけてください。

		4 実施している	3 実施していたことがある	2 今後の実施を検討している	1 実施したことも予定もない
①	地域の他の社会福祉法人や事業者も参加可能な研修会の開催	4	3	2	1
②	地域の祭りなどの行事における福祉相談コーナーの設置	4	3	2	1
③	災害時に向けた地域住民・当事者が参加する避難訓練の開催	4	3	2	1
④	地域のボランティアと支援が必要な住民の調整を行う事務局	4	3	2	1
⑤	地域向けの福祉総合相談窓口の開設	4	3	2	1
⑥	地域の小中学校などと連携した子ども向け福祉啓発活動の実施	4	3	2	1
⑦	地域の当事者やその家族が集まれる場の開催（認知症カフェ等）	4	3	2	1
⑧	住民対象の講演会・講座の開催（認知症サポーター養成講座等）	4	3	2	1
⑨	地域の困窮者等を対象とした催しの開催（地域・子ども食堂等）	4	3	2	1
⑩	家族介護者などを対象とした催しの開催（料理教室等）	4	3	2	1
⑪	住民の福祉活動参加を促す催しの開催（認知症見守り訓練等）	4	3	2	1
⑫	障害当事者などと住民が交流する催しの開催（スポーツ大会等）	4	3	2	1
⑬	法人の施設や設備等の地域への開放（浴室、会議室、車両等）	4	3	2	1
⑭	法人の車を用いた地域内での高齢者の移動支援（買い物送迎等）	4	3	2	1
⑮	地域の法人・事業所のネットワークの構築・参加（ケア連絡会等）	4	3	2	1
⑯	地域のセルフヘルプグループの設置促進（家族介護者の会等）	4	3	2	1

II 貴法人における福祉人材の養成及び確保の考え方について

問2-1. 貴法人の経営する施設・事業所において社会福祉士養成課程の実習生を受け入れることについてどのようにお考えですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1 受け入れについて消極的である	2 受け入れについてどちらかという消極的である
3 受け入れについてどちらかという積極的である	4 受け入れについて積極的である
5 その他 (_____)	

上記の理由をお答えください

--

問2-2. 貴法人の経営する施設・事業所において1年間に受け入れている社会福祉士養成課程の実習生の人数について、合計人数をお答えください(2018年度の実績)。

実習受入人数	人
--------	---

※ お手数ですが関連部署等に聞き取り・集約を行い、正確な数値をご記入ください。

問2-3. 貴法人の経営する施設・事業所での社会福祉士の実習において、法人経営の立場から、①から⑨の実習内容を実施することの「社会福祉士を養成する上での重要性」と「受入法人としての実施可能性」について、それぞれあてはまるものを選び、あてはまるもの1つに○をつけてください。

		社会福祉士養成上の重要性			受入法人での実施	
		とても重要	少し重要	重要でない	可能	不可能
①	利用者との基本的なコミュニケーション	3	2	1	2	1
②	利用者の家族・親族、友人との基本的なコミュニケーション	3	2	1	2	1
③	利用者の入所している施設や利用しているサービス事業者・機関・団体との基本的なコミュニケーション	3	2	1	2	1
④	利用者の暮らしている地域の住民やボランティアとの基本的なコミュニケーション	3	2	1	2	1
⑤	利用者との円滑な人間関係の形成	3	2	1	2	1
⑥	利用者の家族・親族、友人との円滑な人間関係の形成	3	2	1	2	1
⑦	利用者の入所している施設や利用しているサービス事業者・機関・団体との円滑なつながりの形成	3	2	1	2	1
⑧	利用者の暮らしている地域の住民やボランティアとの円滑なつながりの形成	3	2	1	2	1
⑨	利用者との援助関係の形成	3	2	1	2	1

		とても重要	少し重要	重要でない	可能	不可能
⑩	利用者の家族・親族、友人との援助関係の形成	3	2	1	2	1
⑪	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握	3	2	1	2	1
⑫	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）を踏まえた支援計画の作成	3	2	1	2	1
⑬	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）を踏まえた支援計画の実施	3	2	1	2	1
⑭	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）を踏まえた支援計画実施の評価	3	2	1	2	1
⑮	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	3	2	1	2	1
⑯	実習受け入れ施設・機関が地域社会の中で果たす役割の理解	3	2	1	2	1
⑰	実習受け入れ施設・機関が地域社会の中で果たす役割に基づく具体的な地域への働きかけ	3	2	1	2	1
⑱	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成に関する理解	3	2	1	2	1
⑲	社会資源の活用・調整・開発に関する理解	3	2	1	2	1
⑳	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービス管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解含む）	3	2	1	2	1
㉑	社会福祉士としての職業倫理の理解	3	2	1	2	1
㉒	組織の一員としての役割と責任の理解	3	2	1	2	1
㉓	アウトリーチの実践的理解	3	2	1	2	1
㉔	ネットワーキングの実践的理解	3	2	1	2	1
㉕	コーディネーションの実践的理解	3	2	1	2	1
㉖	ネゴシエーションの実践的理解	3	2	1	2	1
㉗	ファシリテーションの実践的理解	3	2	1	2	1
㉘	プレゼンテーションの実践的理解	3	2	1	2	1
㉙	ソーシャルアクションの実践的理解	3	2	1	2	1

問2-4. 貴法人は、社会福祉士の養成についてどのようにお考えですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 社会福祉士養成は社会福祉法人の役割の1つである
- 2 社会福祉士養成は養成校（大学等）の役割だが、社会福祉法人も協力することが重要である
- 3 社会福祉士の養成は養成校（大学等）の役割であり、社会福祉法人の協力は必要ない

問2-5. 貴法人では社会福祉士養成校で行われる授業に法人職員を派遣することについて、どのようにお考えですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 授業に法人職員を派遣することに、積極的である
- 2 授業に法人職員を派遣することに、どちらかというとき積極的である
- 3 授業に法人職員を派遣することに、どちらかというとき消極的である
- 4 授業に法人職員を派遣することに、消極的である
- 5 その他（_____）

上記回答（積極的・消極的）の理由をお答えください（複数記入可）。

問2-6. 貴法人では2018年度の採用（2018年4月1日～2019年3月31日）において、社会福祉士もしくは社会福祉士取得見込を要件とした職員募集を行いましたか（募集人員の正規・非正規は問いません）。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 社会福祉士もしくは社会福祉士取得見込を要件とした職員募集を行った
- 2 社会福祉士もしくは社会福祉士取得見込を要件とした職員募集は行っていない
- 3 その他（_____）

問2-7. 貴法人で社会福祉士資格保有者を採用することの困難さについて、以下のうちあてはまるもの1つに○を付けてください。

- 1 採用したい時に多くの応募者があり余裕を持って採用できるため全く困難を感じない
- 2 採用したい時に応募者は多くないが問題なく採用できるためあまり困難を感じない
- 3 採用したい時に応募が少ない等、採用に困難を感じる
- 4 採用したい時にまったく応募がなく採用は困難を極める
- 5 近年募集をしていないため分からない
- 6 その他（_____）

問2-8. 貴法人において実施している福祉人材確保のための工夫について、あてはまるもの全てに○をつけてください。また、そのうち**最も効果が高いと思われるもの1つに◎をつけてください**。

- | |
|---|
| 1 実習生やボランティアを積極的に受け入れて学生と接触する機会を設けている
2 大学や専門学校の授業（一部・全部含む）に出向いて法人のPRをする機会を設けている
3 法人独自で学生や就職希望者（中途者含む）が参加できるイベントを地域で開催している
4 市町村や近隣法人等と協働して法人がある地域で学生が参加するイベント等を開催している
5 大学や専門学校が開催する就職セミナーに出展している
6 福祉人材センター（都道府県社会福祉協議会）が開催する福祉就職セミナーに出展している
7 民間団体（福祉人材センター以外）が開催する福祉就職セミナーに出展している
8 SNS やホームページ等で法人の取り組みを積極的に発信している
9 新卒・中途に限らず無資格者を採用して資格取得の支援を行い、資格保有者を確保している
10 その他（ _____ ） |
|---|

III 貴法人における社会福祉士の役割・期待

問3-1. 貴法人の運営する施設・事業所での①から⑦の業務における「社会福祉士への期待」と「社会福祉士による実施・担当状況」について、それぞれあてはまるものに○をつけてください。

施設・事業所での業務の内容		社会福祉士への期待				社会福祉士による実施・担当状況	
		大いに期待する	少し期待する	あまり期待しない	まったく期待しない	実施・担当している	実施・担当していない
①	利用者（クライアント）との適切な関係作り	4	3	1	1	2	1
②	利用者（クライアント）の持つ生活課題（ニーズ）の的確な把握	4	3	1	1	2	1
③	利用者（クライアント）の生活課題（ニーズ）に応じた支援計画やプログラムの作成立案	4	3	1	1	2	1
④	利用者（クライアント）の支援記録の作成	4	3	1	1	2	1
⑤	利用者（クライアント）同士の関係の調整	4	3	1	1	2	1
⑥	利用者（クライアント）への生活上の直接的なケアの提供（介護・養育など）	4	3	1	1	2	1
⑦	利用者（クライアント）の家族に対する連絡・報告	4	3	1	1	2	1

施設・事業所での業務の内容		大いに期待 している	少し期待 している	あまり期待 していない	まったく期待 していない	実施・担当 している	実施・担当 していない
⑧	利用者（クライアント）の家族の課題（ニーズ）の的確な把握	4	3	1	1	2	1
⑨	苦情解決等を含めた利用者の権利擁護のための対応	4	3	1	1	2	1
⑩	法令に基づく事務書類の作成	4	3	1	1	2	1
⑪	法人内における職員間の連絡調整	4	3	1	1	2	1
⑫	行政機関との連絡調整	4	3	1	1	2	1
⑬	他法人の運営する施設・事業との連絡調整	4	3	1	1	2	1
⑭	地域課題（ニーズ）の把握	4	3	1	1	2	1
⑮	地域課題（ニーズ）解決に向けた公益的な取組の推進	4	3	1	1	2	1
⑯	地域（自治会など）との関係作り	4	3	1	1	2	1
⑰	担当する事業・サービスの運営管理	4	3	1	1	2	1
⑱	法人の理念に基づいた事業計画の立案・実行	4	3	1	1	2	1
⑲	法人や実施事業・サービスに関する広報活動	4	3	1	1	2	1
⑳	実施事業・サービスに関する運営状況の評価	4	3	1	1	2	1
㉑	福祉分野の実習生の指導	4	3	1	1	2	1
㉒	職場内における研修の企画・立案・実施	4	3	1	1	2	1

問3-2. 上記の問3-1以外に社会福祉士に期待する業務・役割等があれば教えてください。

問3-3. 貴法人における公益的な取組の実施における「社会福祉士への期待」と「社会福祉士による実施・担当状況」について、以下の取組類型ごとにそれぞれあてはまるもの1つに○をつけてください。

地域における公益的な取組みの取組類型		社会福祉士への期待				社会福祉士による実施・担当状況	
		大いに期待している	少し期待している	あまり期待していない	まったく期待していない	実施・担当している	実施・担当していない
①	地域住民に対する制度に捉われない広範な相談支援	4	3	1	1	2	1
②	地域住民に対する見守りや移動（買い物・通院）等の生活支援	4	3	1	1	2	1
③	地域住民に対する権利擁護支援	4	3	1	1	2	1
④	地域住民に対する資金や物資の貸付・提供	4	3	1	1	2	1
⑤	既存事業の利用料の減額・免除	4	3	1	1	2	1
⑥	地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動	4	3	1	1	2	1
⑦	地域住民に対する福祉教育	4	3	1	1	2	1
⑧	地域の関係者とのネットワークづくり	4	3	1	1	2	1
⑨	その他 (具体的に：)	4	3	1	1	2	1

※上記類型①～⑨は、社会福祉法人の平成30年度現況報告書における類型を参考に設定しています。各類型の具体例などは全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会による「緊急発信！社会福祉法人・福祉施設の『地域における公益的な取組』の発信率100%へ」をご覧ください。

問3-4. 貴法人における①から②の取り組みにおける「社会福祉士への期待」と「社会福祉士による実施・担当状況」について、それぞれあてはまるもの1つに○をつけてください。

		社会福祉士への期待				社会福祉士による実施・担当状況	
		大いに期待している	少し期待している	あまり期待していない	まったく期待していない	実施・担当している	実施・担当していない
①	地域の他の社会福祉法人や事業者も参加可能な研修会の開催	4	3	1	1	2	1
②	地域の祭りなどの行事における福祉相談コーナーの設置	4	3	1	1	2	1

		大いに期待 している	少し期待 している	あまり期待 していない	まったく期待 していない	実施・担当 している	実施・担当 していない
③	災害時に向けた地域住民・当事者が参加する避難訓練の開催	4	3	1	1	2	1
④	地域のボランティアと支援が必要な住民の調整を行う事務局	4	3	1	1	2	1
⑤	事業内容にとどまらない地域向けの福祉総合相談窓口の開設	4	3	1	1	2	1
⑥	地域の小中学校などと連携した子ども向け福祉啓発活動の実施	4	3	1	1	2	1
⑦	地域の当事者やその家族が集まれる場の開催（認知症カフェ等）	4	3	1	1	2	1
⑧	住民対象の講演会・講座の開催（認知症サポーター養成講座等）	4	3	1	1	2	1
⑨	地域の困窮者等を対象とした催しの開催（地域・子ども食堂等）	4	3	1	1	2	1
⑩	家族介護者などを対象とした催しの開催（料理教室等）	4	3	1	1	2	1
⑪	住民の福祉活動参加を促す催しの開催（認知症見守り訓練等）	4	3	1	1	2	1
⑫	障害当事者などと住民が交流する催しの開催（スポーツ大会等）	4	3	1	1	2	1
⑬	法人の施設や設備等の地域への開放（浴室、会議室、車両等）	4	3	1	1	2	1
⑭	法人の車を用いた地域内での高齢者の移動支援（買い物送迎等）	4	3	1	1	2	1
⑮	地域の法人・事業所のネットワークの構築・参加（ケア連絡会等）	4	3	1	1	2	1
⑯	地域のセルフヘルプグループの設置促進（家族介護者の会等）	4	3	1	1	2	1
⑰	担当する事業・サービスの運営管理	4	3	1	1	2	1
⑱	法人の理念に基づいた事業計画の立案・実行	4	3	1	1	2	1
⑲	法人や実施事業・サービスに関する広報活動	4	3	1	1	2	1
⑳	実施事業・サービスに関する運営状況の評価	4	3	1	1	2	1
㉑	福祉分野の実習生の指導	4	3	1	1	2	1
㉒	職場内における研修の企画・立案・実施	4	3	1	1	2	1

問3-5. 社会福祉士養成課程の実習生を受け入れることの目的・メリットについてどのようにお考えですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答)

- | | | | |
|--------------|-------------------|---------------|----------------|
| 1. 専門職の後進育成 | 2. 職員の成長 | 3. 人手不足の解消 | 4. 新規採用職員の早期確保 |
| 5. 養成校との関係構築 | 6. 実習費(養成校からの謝礼金) | 7. その他(_____) | |

IV 質問にご回答いただいているご自身についてお答えください。

問4-1. あなたの年齢について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|----------|
| 1. 30歳未満 | 2. 30歳代 | 3. 40歳代 | 4. 50歳代 | 5. 60歳以上 |
|----------|---------|---------|---------|----------|

問4-2. あなたの法人内における役職・肩書きをお答えください。

役職・肩書き	
--------	--

問4-3. あなたの保有している資格について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答)

- | | | | |
|----------|------------|----------|----------------|
| 1. 社会福祉士 | 2. 精神保健福祉士 | 3. 介護福祉士 | 4. いずれも保有していない |
|----------|------------|----------|----------------|

V その他、社会福祉法人の現状や展望等についてご意見があればお答えください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

社会福祉士・精神保健福祉士養成校

学 校 長 様

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

会長 白澤 政和

厚生労働省 平成31年度社会福祉推進事業

「社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業」へのご協力について（ご依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業』に取り組んでいます。本事業は、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会が平成30年3月27日に公表した報告書『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』に基づき、現在検討が進められている社会福祉士養成教育内容の見直しに係る検討の結果を踏まえ、新たなカリキュラムをより効果的に教育し、地域で活躍できるソーシャルワーク専門職養成のための調査研究を行っております。今回この事業の一環として、全国の社会福祉士・精神保健福祉士養成校を対象に「社会福祉養成教育に関する実態及び意向を把握するための調査」を実施致します。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき本調査票にご記入の上 **2020年2月7日（金）まで** に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。なお、**調査票へのご記入は、貴校としての意向を記載いただける方をお願い**いたします。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。 謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについて

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において養成校名・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ お詫びと訂正

調査票本票の〆切の曜日に誤りがございました。上記2月7日（金）が正しい記載です。お詫びして訂正致します。

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

（一社）日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局（担当：早坂）

〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 5階

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 E-mail：jimukyoku@jaswe.jp

厚生労働省 令和元年度社会福祉推進事業
 社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業
 社会福祉士養成教育に関する実態及び意向把握調査

2020年1月

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

＜ご記入にあたって＞

1. ご回答は、課程の責任者の方をお願いします。
2. 本調査用紙への回答をもちまして、調査協力の同意をいただいたものとさせていただきます。
3. ご記入後は、恐れ入りますが **2月7日(火)まで** に同封の返信用封筒にてご返送願います。

I 社会福祉士の相談援助実習の実習計画作成において、①～⑨の内容についてどの程度指導したか、それぞれあてはまるもの1つに○をつけてください。

	4 全ての 実習生に 指導した	3 ほとんどの 実習生に 指導した	2 ほとんどの 実習生に 指導しなかつた	1 全ての 実習生に 指導しなかつた
① 地域における潜在的なニーズを抱える人や世帯の把握、発見	4	3	2	1
② 地域全体で解決が求められている課題の発見	4	3	2	1
③ 相談者が抱える課題を包括的に理解するための社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント	4	3	2	1
④ 相談者個人、世帯並びに個人と世帯を取り巻く集団や地域のアセスメント	4	3	2	1
⑤ アセスメントを踏まえた課題解決やニーズの充足及び適切な社会資源への仲介・調整	4	3	2	1
⑥ 相談者個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制及び地域づくり	4	3	2	1
⑦ 必要なサービスや社会資源が存在しない又は機能しない場合における新たな社会資源の開発や施策の改善の提案	4	3	2	1
⑧ 地域特性、社会資源、地域住民の意識等を把握するための地域アセスメント及び評価	4	3	2	1
⑨ 地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成及び地域づくり	4	3	2	1

		4 全ての 実習生に 指導した	3 ほとんどの 実習生に 指導した	2 ほとんどの 実習生に 指導しな かった	1 全ての 実習生に 指導しな かった
⑩	包括的な相談支援体制に求められる価値、知識、技術に関する情報や認識の共有化	4	3	2	1
⑪	包括的な相談支援体制を構成するメンバーの組織化及びそれぞれの機能や役割の整理・調整	4	3	2	1
⑫	相談者の権利を擁護し、意思を尊重する支援や方法等の整備	4	3	2	1
⑬	包括的な相談支援体制を担う人材の育成に向けた意識の醸成	4	3	2	1
⑭	地域住民に対する地域の福祉課題への関心や問題意識の醸成	4	3	2	1
⑮	地域住民が支え手と受け手に分かれることなく役割を担うという意識の醸成と機会の創出	4	3	2	1
⑯	地域住民のエンパワメント(住民が自身の強みや力に気づき、発揮することへの支援)	4	3	2	1
⑰	住民主体の地域課題解決体制の立ち上げ支援並びに立ち上げ後の運営等の助言・支援	4	3	2	1
⑱	住民主体の地域課題解決体制を構成するメンバーとなる住民や団体等との連絡・調整	4	3	2	1
⑲	地域住民や地域の公私の社会資源との関係形成	4	3	2	1
⑳	見守りの仕組みや新たな社会資源をつくるための提案	4	3	2	1
㉑	包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に関する理解の促進	4	3	2	1
㉒	利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係形成	4	3	2	1
㉓	利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成	4	3	2	1
㉔	利用者やその関係者(家族・親族・友人等)との援助関係の形成	4	3	2	1
㉕	利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンパワメントを含む)とその評価	4	3	2	1
㉖	多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際	4	3	2	1

		4 全ての 実習生に 指導した	3 おおよその 実習生に 指導した	2 ほとんどの 実習生に 指導しなかつた	1 全ての 実習生に 指導しなかつた
⑳	社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解	4	3	2	1
㉑	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際	4	3	2	1
㉒	当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ	4	3	2	1
㉓	ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解	4	3	2	1
㉔	コーディネーションに関する実践的理解	4	3	2	1
㉕	ネゴシエーションに関する理解及び実践	4	3	2	1
㉖	ファシリテーションに関する実践的理解	4	3	2	1
㉗	プレゼンテーションに関する実践的理解	4	3	2	1
㉘	ソーシャルアクションに関する実践的理解	4	3	2	1

II カリキュラムの改正に伴い、実習時間や形態が変更（実習時間が180時間から240時間に変更され、異なる機関・事業所の2カ所以上で実施することが求められる）される予定ですが、そのことについての意向や期待、現状についてお答えください。

問2-1. 実習が今後 240時間以上で実施されること になった場合、実習生がソーシャルワークに関するスキルをトレーニングする機会を増やすことができますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 非常にそう思う	2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない	4. 全くそう思わない

問2-2. 今回の改正では、メゾ、マクロレベルにおいて実践力を身に付けることを目的として実習時間の60時間が増加される予定です。そのことをふまえて、今後の実習指導において、メゾレベル（地域活動の展開・自助グループや地域資源の組織化・環境調整等）、お

よびマクロレベル（政策提言・社会変革（ソーシャルアクション）・ロビーイング等）の実践を実習プログラムにどの程度組み込むことができるとお考えですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 十分に組み込むことができる | 2. ある程度組み込むことができる |
| 3. 少ししか組み込めない | 4. 全く組み込めない |

問2-3. 実習が今後異なる機関・事業所の2カ所以上で行うことと規定された場合、異なる2カ所以上の機関・事業所で実習を行うことは実習教育として効果的だと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 非常にそう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. 全くそう思わない |

問2-4. 現在の実習先の確保状況について、それぞれあてはまるもの1つに○をつけてください。

		4 で十分 保 る	3 ある 程度 保 る	2 あ ま り 確 保 不 足	1 全 く 確 保 不 足
①	福祉事務所	4	3	2	1
②	児童相談所	4	3	2	1
③	婦人保護施設	4	3	2	1
④	更生保護施設	4	3	2	1
⑤	病院・診療所	4	3	2	1
⑥	生活保護法に規定する保護施設（救護施設、更生施設）	4	3	2	1
⑦	介護保険施設（特養、老健、介護医療院）	4	3	2	1
⑧	地域包括支援センター	4	3	2	1
⑨	⑦⑧を除く介護保険法に規定する事業所	4	3	2	1
⑩	障害者総合支援法に規定する入所施設	4	3	2	1

		十分確保 できている	ある程度確保 できている	あまり確保 できていない	全く確保 できていない
⑪	障害者総合支援法に規定する就労系事業所	4	3	2	1
⑫	児童福祉法に規定する入所施設	4	3	2	1
⑬	市町村社会福祉協議会	4	3	2	1
⑭	ホームレス自立支援センター	4	3	2	1
⑮	独立型社会福祉士事務所	4	3	2	1

問2-5. 実習が **240時間以上で実施されること**になった場合の、実習先確保の見通しをどのように捉えていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 十分に確保できる	2. どちらかといえば確保できる
3. 十分な確保は難しい	4. 確保は難しい

問2-6. 実習が **異なる機関・事業所の2カ所以上で実施されること**になった場合の、実習先確保の見通しをどのように捉えていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 十分に確保できる	2. どちらかといえば確保できる
3. 十分な確保は難しい	4. 確保は難しい

問2-7. 実習先を確保するための取り組みや工夫等をお答えください。

問2-8. 実習先確保の阻害要因や確保が困難な理由があればお答えください。

Ⅲ ソーシャルワーク実習指導について、下記の項目に該当するものに○をつけてください。

問3-1. 次の各項目について現在の実施度についてお答えください。

		4	3	2	1
		必ず実施している	どちらかといえは実施している	どちらかといえは実施していない	全く実施していない
①	実習及び実習指導の意義の教育	4	3	2	1
②	実習開始前の多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習	4	3	2	1
③	実習を行う実習分野と施設・機関、地域社会等に関する基本的な教育	4	3	2	1
④	実習先で関わる他職種の専門性や業務に関する基本的な教育	4	3	2	1
⑤	ソーシャルワークの価値規範と倫理・知識および技術に関する教育	4	3	2	1
⑥	実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の教育	4	3	2	1
⑦	実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解	4	3	2	1
⑧	実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成	4	3	2	1
⑨	実習開始前に実習先を訪問しての事前調整	4	3	2	1

問3-2. 実習生が現在通っている学校（養成校）から遠方の地域の施設・機関で実習する場合、巡回指導において ICT を活用した対面による指導（ビデオチャット）を導入することについての考えをお答えください。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | |
|--|
| <p>1. 全て ICT を活用した指導に置き換えてもよいと考える</p> <p>2. 指導の一部において ICT を活用した指導に置き換えてもよいと考える</p> <p>3. 巡回指導は ICT を活用した指導に置き換えるべきではないと考える</p> |
|--|

その理由をお答えください。

--

問3-3. ICT 活用を想定した場合、対面による実習指導と同等（あるいはそれ以上）の教育効果をあげるために求められる取り組みや工夫についてお答えください。

問3-4. 社会福祉士養成教育にあたり、現場の社会福祉士や事業者に、どの程度協力してもらいたいと思いますか。下記項目ごとにあてはまるものをお答えください。

		4 も お お お に 協 力 し て ら い た い	3 ど ち ら か と い え ば 協 力 し て も ら い た い	2 あ ま り 協 力 し て も ら い た く な い	1 全 く 協 力 し て も ら い た く な い
①	ゲストスピーカーとしての登壇	4	3	2	1
②	インターンシップの受け入れ	4	3	2	1
③	フィールドワークの受け入れ	4	3	2	1
④	事例検討	4	3	2	1
⑤	ソーシャルワークに関する実技指導	4	3	2	1
⑥	学生の進路相談	4	3	2	1
⑦	卒後教育としての勉強会や研修会	4	3	2	1
⑧	実習先の確保・紹介	4	3	2	1
⑨	実習教育向上のための現場職員の勉強会	4	3	2	1

その他にあればお答えください。

問3-5. 実習指導の業務に対して所属組織（大学・学部）から、どの程度サポートを受けているかお答えください。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 十分なサポートを受けている | 2. ある程度サポートを受けている |
| 3. あまりサポートを受けていない | 4. 全くサポートを受けていない |

問3-6. どのようなサポートがあればよいかお答えください。

--

IV 養成種別・学校名等の情報についてお答えください。

問4-1. 養成種別

- | | | | |
|------------|---------|-----------|-----------|
| 1. 四年制大学 | 2. 短期大学 | 3. 一般養成施設 | 4. 短期養成施設 |
| 5. その他 () | | | |

問4-2. 学校名・学部名 （自由回答：今後調査にご協力いただける場合はご回答ください）

学校名： _____ 学部： _____ 学科・課程・コース： _____

ご連絡先電子メール： _____

問4-3. 地方厚生局確認申請または設置（変更）申請を行った直近の貴養成課程の学年定員についてお答えください。

名

問4-4. 今年（2019年）度の社会福祉士国家試験受験予定者数についてお答えください。

名

V その他、今後の実習指導のあり方についてご意見があればお答えください。

--

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

2019年度 試行的事業

2020年度より本格実施予定

2019年度 社会福祉士・精神保健福祉士 全国統一模擬試験 受験者への 進路意向等アンケート調査結果（速報） （現役学生7,000人の進路意向）

令和2年3月12日



日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

2019年度 社会福祉士・精神保健福祉士 全国統一模擬試験受験者への進路意向等アンケート調査結果（速報値）

◆ アンケート調査の概要・趣旨・対象・倫理的配慮等 ◆

【アンケートの目的およびアンケート実施主体】

本アンケートは、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が、養成校在学者及び既卒者の進路意向及び就労の状況を把握し、今後の福祉人材確保対策推進及び社会福祉分野への進学推進の参考資料、今後のソーシャルワーク教育の充実のための参考資料とすることを目的として、実施するものである。なお、本調査で得たデータは、統計的処理をしたうえで報告書等で公表することとし、個人が特定できる形式での公表はしない。

【アンケートの対象と倫理的配慮】

本アンケートの対象は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が実施する「2019年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験」の受験者とし、マークシート形式のアンケート用紙に回答する。回答はすべて統計的に処理し、個別の氏名、学校名、受験番号、各自の模擬試験の得点、問題の解答番号等は公表しない。また、上記目的以外の使用はしない。

また、本アンケートへの回答は任意とし、回答の有無あるいは内容によって、回答者に不利益が生じない。本アンケートへの回答をもって、趣旨への同意を得たものとする。

本アンケート調査は、2019年度は試行的に実施したものの、
本調査結果を踏まえ、質問項目を精査の上、2020年度から本格実施する予定（毎年実施を検討中）。

◆ 回収率・方法等 ◆

【方法】

- 2019年10月26日から11月3日の間で本連盟が実施した「2019年度 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験」の受験者9,186人を対象に、模擬試験終了後、各会場においてアンケートを記入する時間を確保し、試験問題冊子の巻末に掲載したアンケート項目についてマークシートにより回答。

【回収率、集計対象等】

- 受験者9,186人のうち、進路意向等アンケート質問項目にすべて無回答だった948人を除外し、8,238人の回答を有効回答とした（有効回答率89.7%）。
- 本速報値は、有効回答8,238人のうち、本連盟会員校が設置した会場で受験した主に現役学生7,048人の回答を対象に集計した。

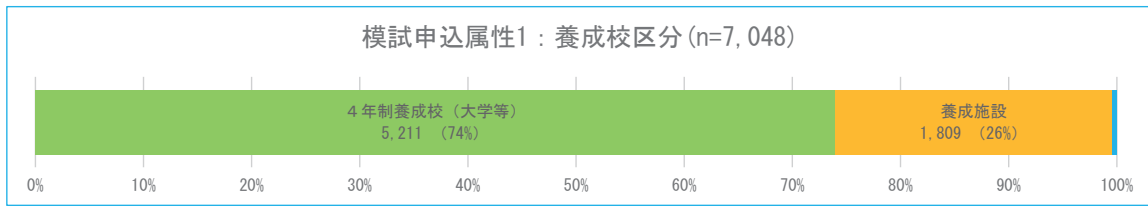
注）在宅での受験者1,190名の回答は大半が既卒者であることから、在学する現役学生の進路意向に関するトレンドを把握する観点から、在宅受験者を本速報の集計から除外している。

【アンケート項目】（巻末資料参照）

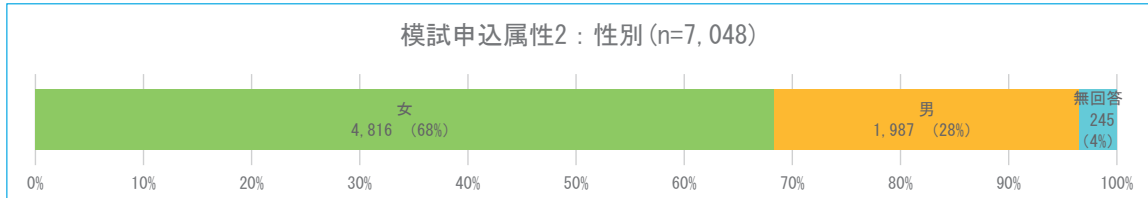
- Q1 あなたの年齢（年代）を選んでください。
- Q2 国家試験の受験予定について、当てはまるものを1つ選んでください。
- Q3 上記Q2で1又は2を選んだ方にお伺いします。受験予定の国家試験を選んでください。（複数回答可）
- Q4 あなたは学校（養成校）で実習（社会福祉士・精神保健福祉士の受験資格を得るために必要な実習）を行いましたか？当てはまるものを1つ選んでください。
- Q5 あなたが学校（養成校）で実習を行った分野をすべて選んでください。（複数回答可）
- Q6 就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）の選択にあたり、実習の経験から肯定的な影響（実習経験と同様の就職先を選ぶ）を受けましたか、それとも否定的な影響（実習経験と同様の就職先を避ける）を受けましたか。当てはまるものを1つ選んでください。
- Q7 上記Q6で1、2、3、4（5以外）を選択した方にお伺いします。誰または何から影響を受けたかについて当てはまるものを選んでください。（複数回答可）
- Q8 上記Q6で1または2を選択した方にお伺いします。就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）の選択に関して、当てはまるものを1つ選んでください。
- Q9 あなたが社会福祉分野の学校（養成校）で学ぶことを目指した（意識した）年代を1つ選んでください。
- Q10 あなたが社会福祉分野の学校（養成校）で学ぶことを目指した理由を選んでください。（複数回答可）
- Q11 あなたが社会福祉分野への就労を目指した（意識した）年代を1つ選んでください。
- Q12 あなたが社会福祉分野での就労を目指した理由を選んでください。（複数回答可）
- Q13 あなたが社会福祉分野への就労や学校（養成校）を目指した際、周囲に否定的な反応を示した方はいましたか。当てはまる人を選んでください。（複数回答可）
- Q14 あなたの現在の就職、就職活動の状況を1つ選んでください。
- Q15 上記Q14で2を選択した方にお伺いします。本年度に内定が出た時期を1つ選んでください。
- Q16 上記Q14で1または2を選択した方にお伺いします。就労形態を1つ選んでください。
- Q17 あなたの就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）の分野を1つ選んでください。
- Q18 あなたの就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）の運営主体を1つ選んでください。
- Q19 あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）を選ぶにあたって影響を受けた体験のうち、当てはまるものを3つまで選んでください。
- Q20 あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）を選ぶにあたって影響を受けた人のうち、当てはまるものを3つまで選んでください。
- Q21 あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）を選ぶ上で重視することについて、当てはまるものを5つまで選んでください。
- Q22 就職（就労されている方は転職）に関する情報をどこから得ていますか。（複数回答可）
- Q23 就職（就労されている方は転職）に関する情報を得るために、便利だと思うものはありますか。（複数回答可）

■ 模擬試験受験申込にかかる属性～その①

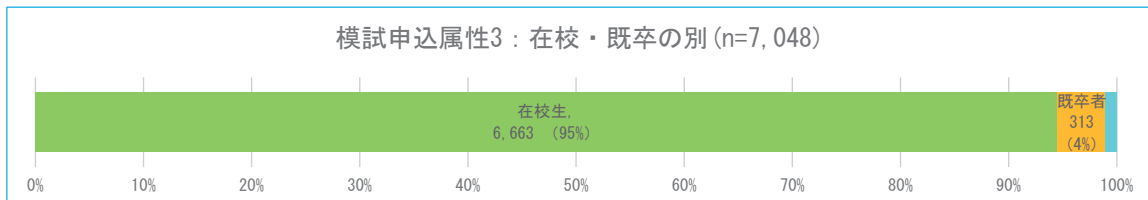
1. 養成校区分は、4年制の大学等が74%、養成施設が26%であった。



2. 性別は、女性が68%、男性が28%、無回答が4%であった。

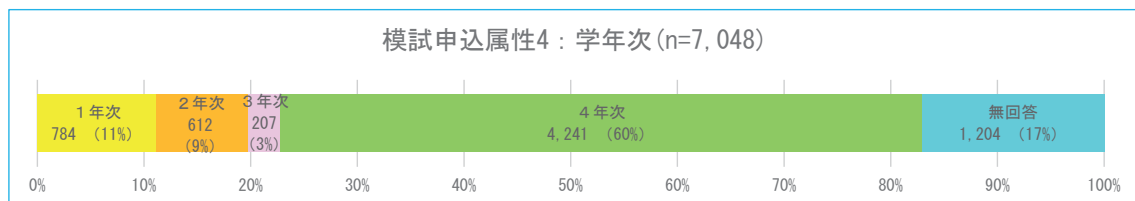


3. 在校・既卒の別は、在校生が95%、既卒者が4%であった。

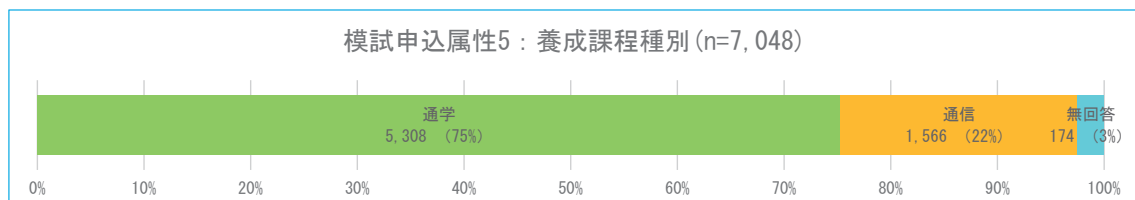


■ 模擬試験受験申込にかかる属性～その②

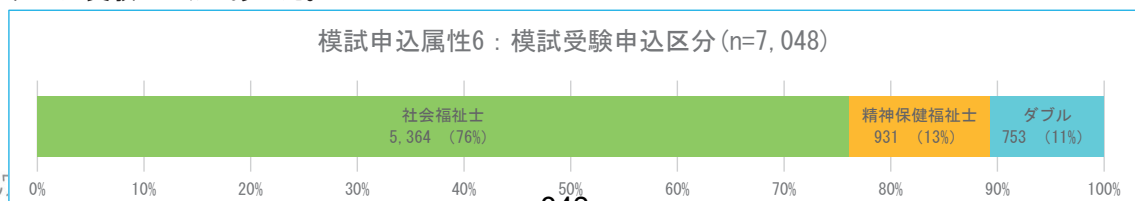
4. 学年は、4年次が60%と最も多く、次いで1年次が11%、2年次が9%、3年次が3%であった。また、【属性1. 養成校区分】と【属性4. 学年次】をクロス集計したところ、4年次の99%は4年制大学、1年次と2年次の約9割が養成施設、3年次の8割強が4年制大学であった。



5. 養成課程種別は、通学が75%、通信が22%、無回答が3%であった。

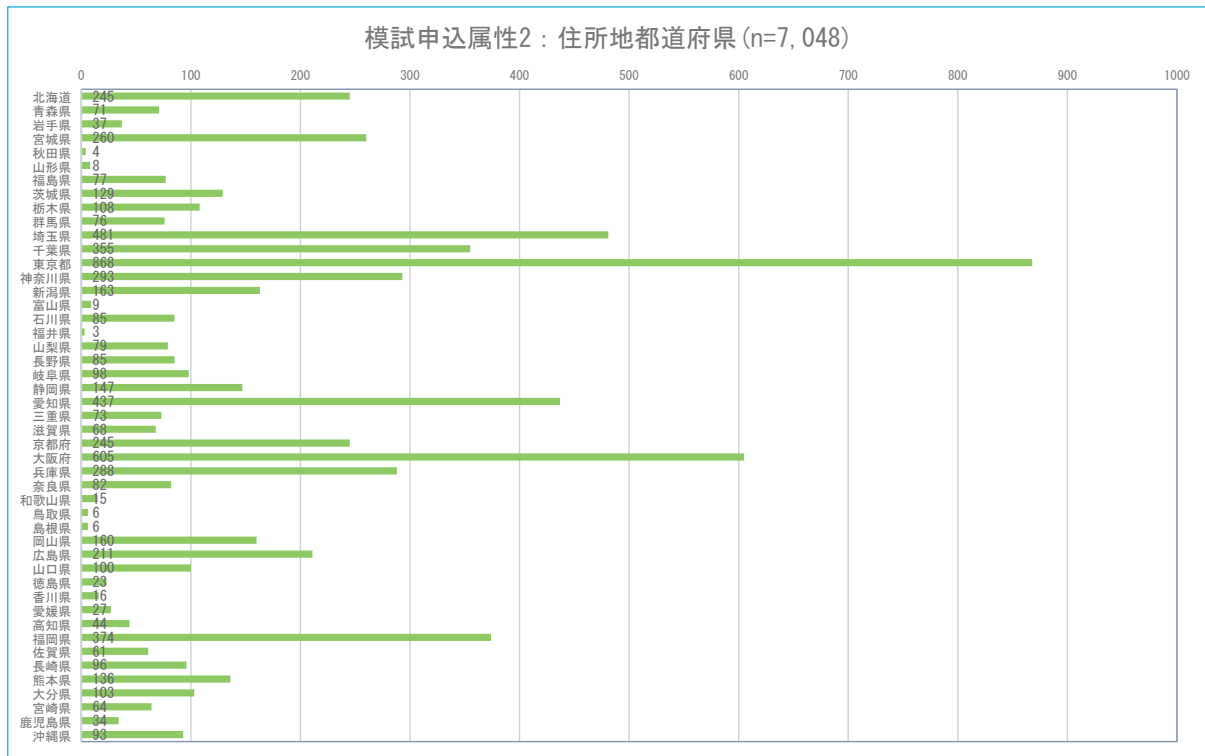


6. 模擬試験申込区分は、社会福祉士のみ受験が76%、精神保健福祉士のみ受験が13%、社会福祉士と精神保健福祉士のダブル受験が11%であった。



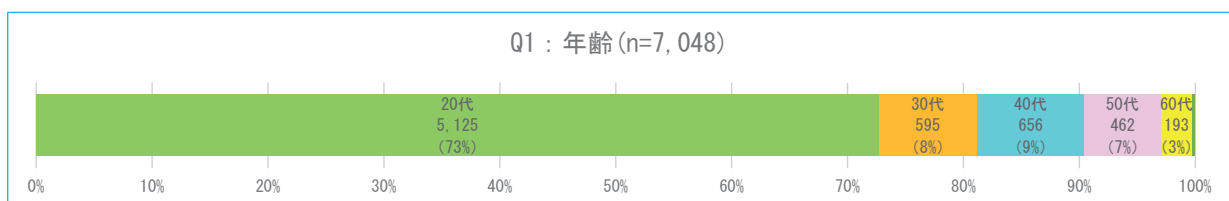
■ 模擬試験受験申込にかかる属性～その③

7. 居住する都道府県は、養成校が多い都道府県、とりわけ都市部が多く、養成校が少ない都道府県は受験者が少ない。

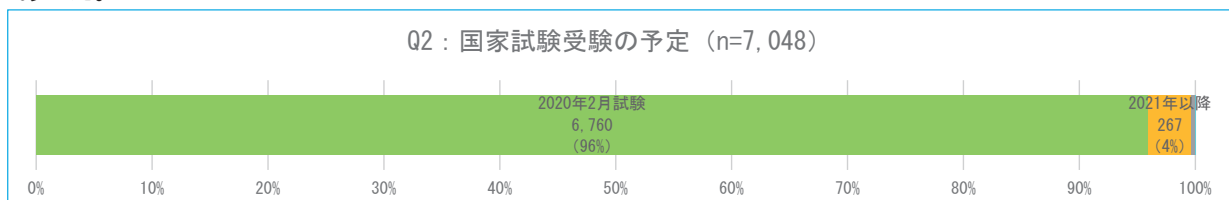


■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その①

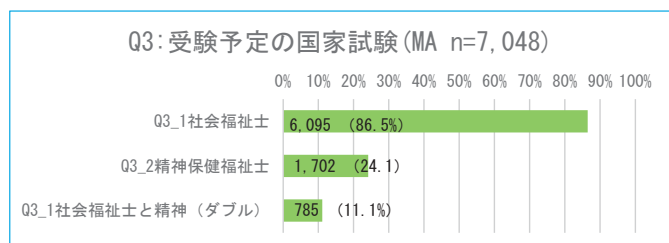
Q 1. 年齢は20代が73%と最も多く、次いで40代が9%、30代が8%、50代が7%、60代が3%であった。



Q 2. 国家試験受験の予定は、2020年2月実施の試験の受験予定者が96%、2021年以降の試験の受験予定者は4%であった。

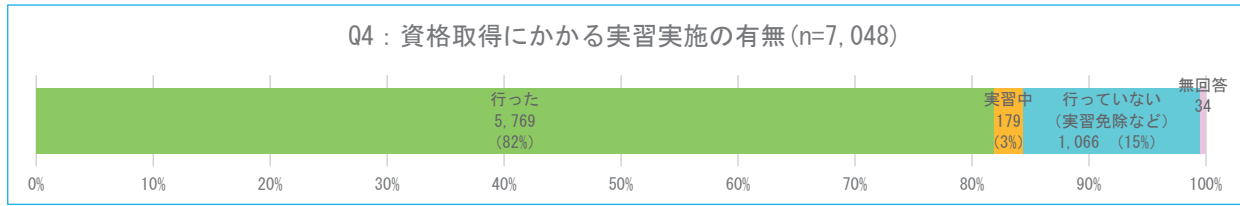


Q 3. 受験予定の国家試験は、社会福祉士が86%、精神保健福祉士が24%、社会福祉士と精神保健福祉士のダブル受験予定者は11%であった。

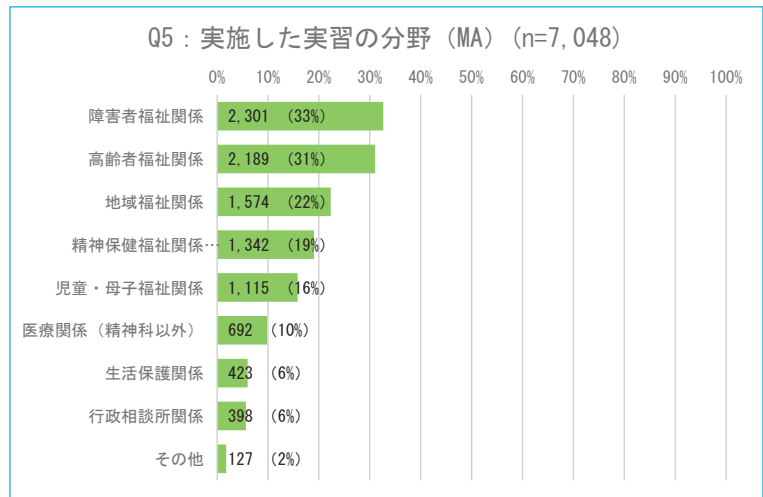


■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その②

Q 4. 資格取得にかかる実習実施の有無を聞いたところ、本アンケート調査を実施した10月下旬時点で、「1. 行った」と回答した者は82%、「2. 実習中」の者が3%、「3. 実習免除などにより実習を行っていない」は15%であった。



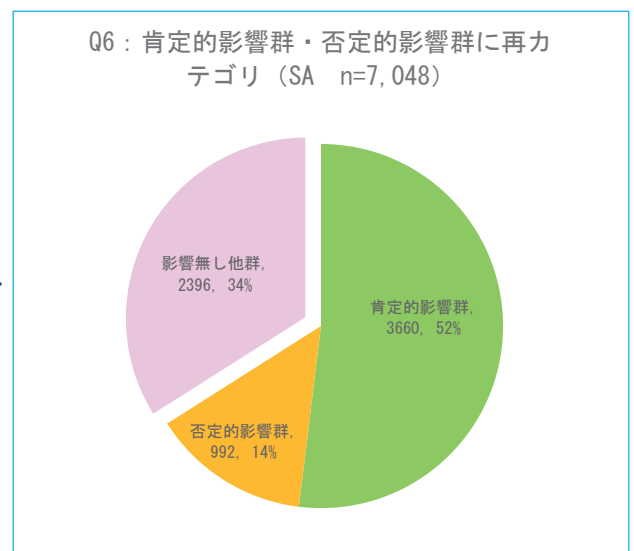
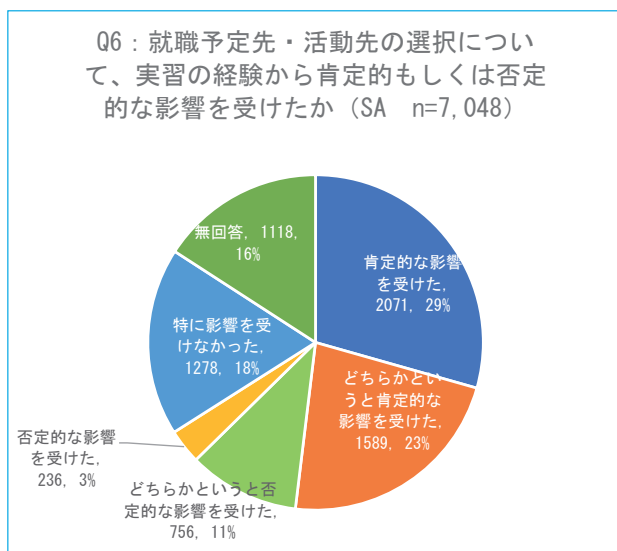
Q 5. 実施した実習の分野は、障害者施設と高齢者施設がそれぞれ3割強と多く、次いで地域福祉関係22%、精神保健福祉関係19%、児童関係16%、医療関係10%、生活保護関係6%、行政相談所関係6%の順であった。



■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その③

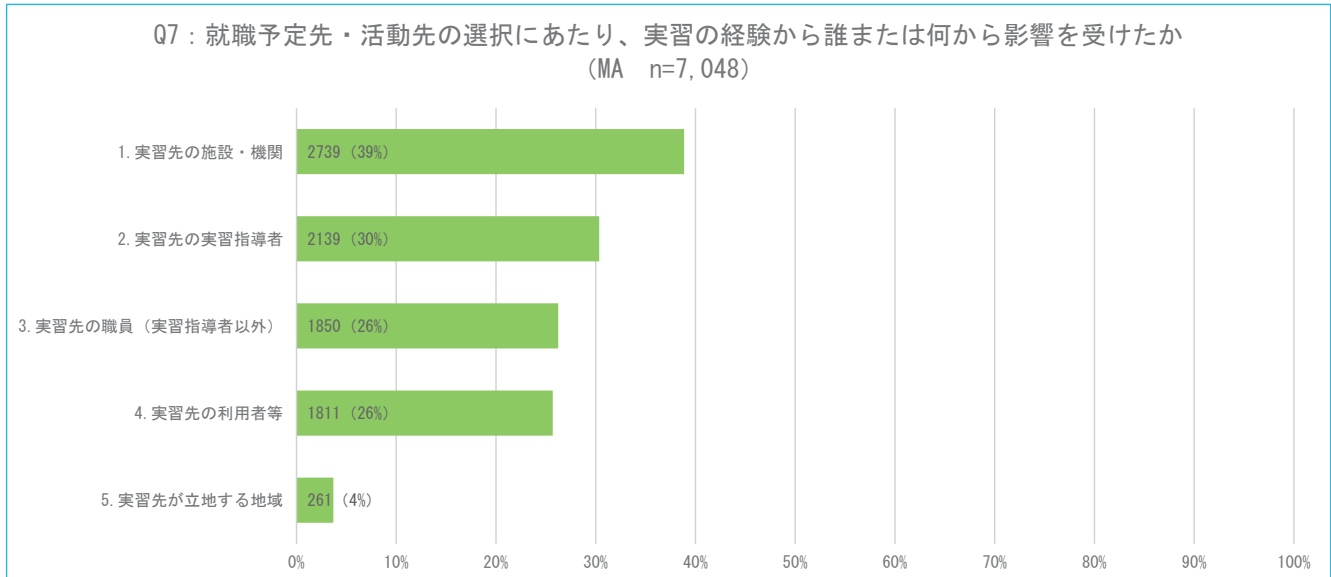
Q 6. 就職予定先・就職活動先の選択にあたり、実習の経験から肯定的または否定的な影響を受けたか聞いたところ、肯定的な影響を受けた者は29%、どちらかというとな肯定的が23%、否定的な影響を受けた者は3%、どちらかというとな否定的が11%、特に影響を受けなかった者は18%であった。

Q 6-再. 左記データを肯定的影響群、否定的影響群、影響なし他群に再カテゴリ化したところ、肯定的影響群は約半数の52%、否定的影響群は14%で、全体の66% (4,652名) が実習の経験が就職先選択に何らかの影響を受けていた。



■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その④

Q7. Q6で、就職先選定にあたり実習の経験が肯定的または否定的な影響を受けた者のうち、実習の経験で誰または何から影響を受けたか聞いたところ、「1.実習先の施設・機関」と回答した者が39%で最も多く、次いで「2.実習先の実習指導者」が30%、「3.実習先の職員（実習指導者以外）」、「4.実習先の利用者等」がそれぞれ26%となっており、「5.実習先が立地する地域」は4%と少ない。

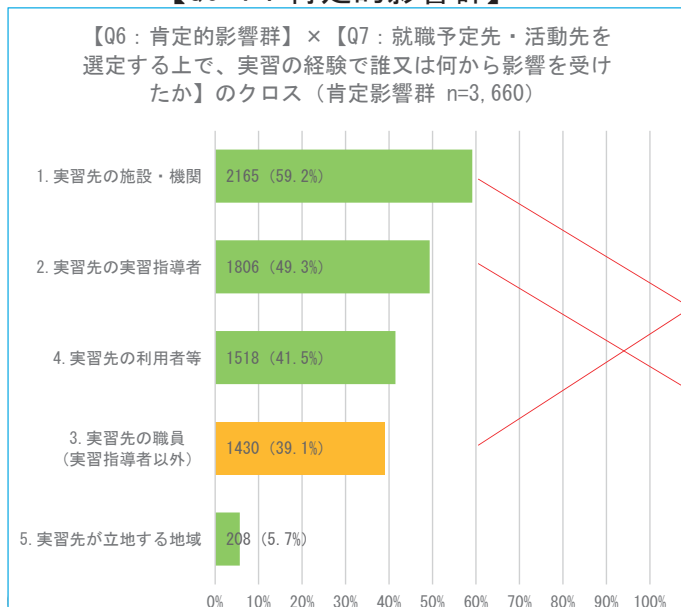


■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑤（クロス集計）

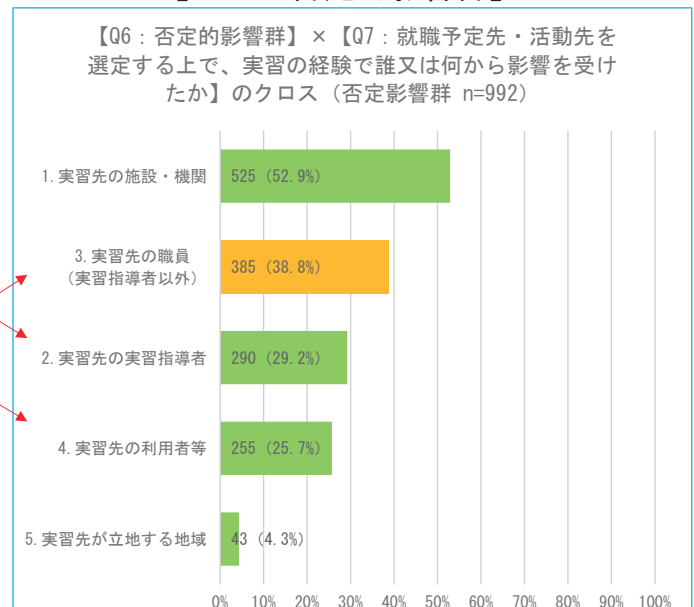
【Q6：肯定的または否定的影響群】×【Q7：就職予定先・活動先を選定する上で、実習の経験で誰または何から影響を受けたか】のクロス

【Q6：肯定的または否定的影響群】×【Q7：就職予定先・活動先を選定する上で、実習の経験で誰または何から影響を受けたか】でクロス集計を行ったところ、肯定的・否定的ともに「1.実習先の施設・機関」から影響を受けたと答えた者が最も多いが、「3.実習先の職員（実習指導者以外）」では、肯定的影響群は第4位（39.1%）であるが、否定的影響群では第2位（38.8%）となっており、「2.実習先の実習指導者」や「4.実習先の利用者等」よりも順位が高くなっている。

【Q6-1：肯定的影響群】



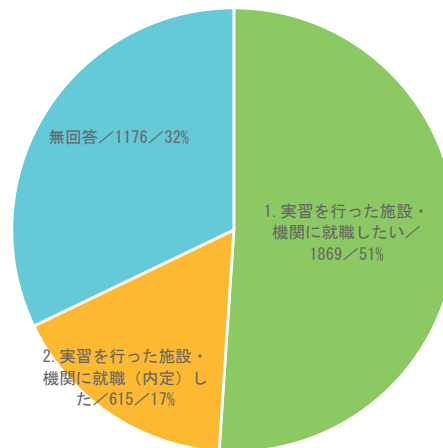
【Q6-2：否定的影響群】



■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑥

Q 8. Q 6で、「1. 肯定的な影響を受けた」「2. どちらかという肯定的な影響を受けた」と回答した者（肯定的影響群 n=3,660）のうち、就職予定先・活動先として「1. 実習を行った施設・機関に就職したい」を回答した者は半数以上の51%であった。また、実際に「2. 実習を行った施設・機関に就職（内定）した」と回答した者は17%で、実習の経験において就職先選定にあたって肯定的な影響を受けた者の約7割は、実習を行った施設・機関に「就職したい」または「就職（内定）した」と回答している。

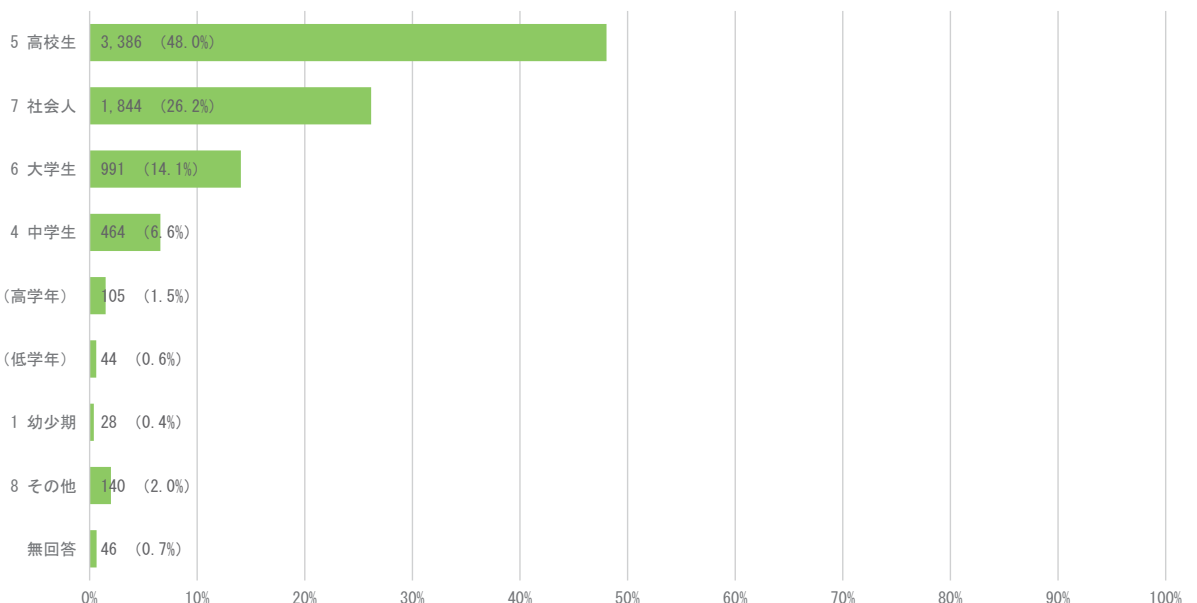
Q8：「就職予定先・就職活動先の選択に関して」（Q6：肯定的影響群のうち SA n=3,660）



■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑦

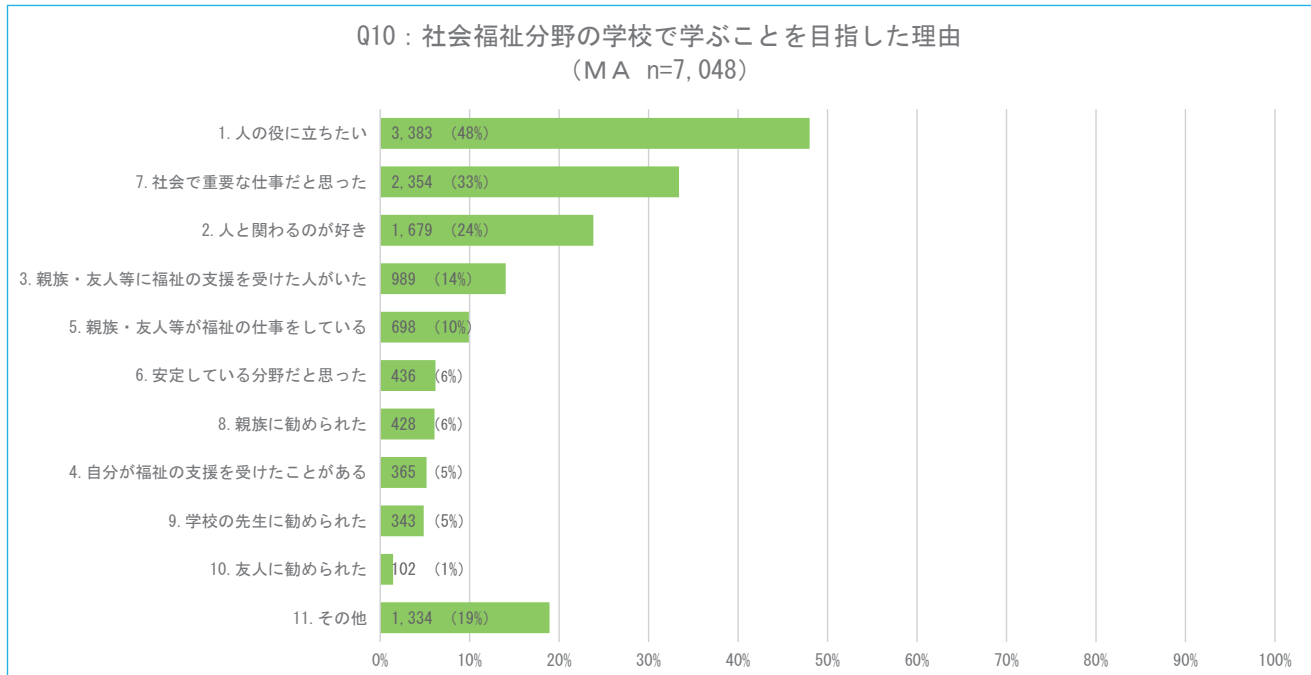
Q 9：社会福祉分野の学校（養成校）で学ぶことを目指した（意識した）年代を聞いたところ、「5. 高校生」と回答した者が48%で最も多く、次いで社会人26%、大学生14%、中学生7%の順であった。小学生以下と回答した者はいずれも2%未満であった。

Q9：社会福祉分野の学校で学ぶことを目指した（意識した）年代（SA n=7,048）



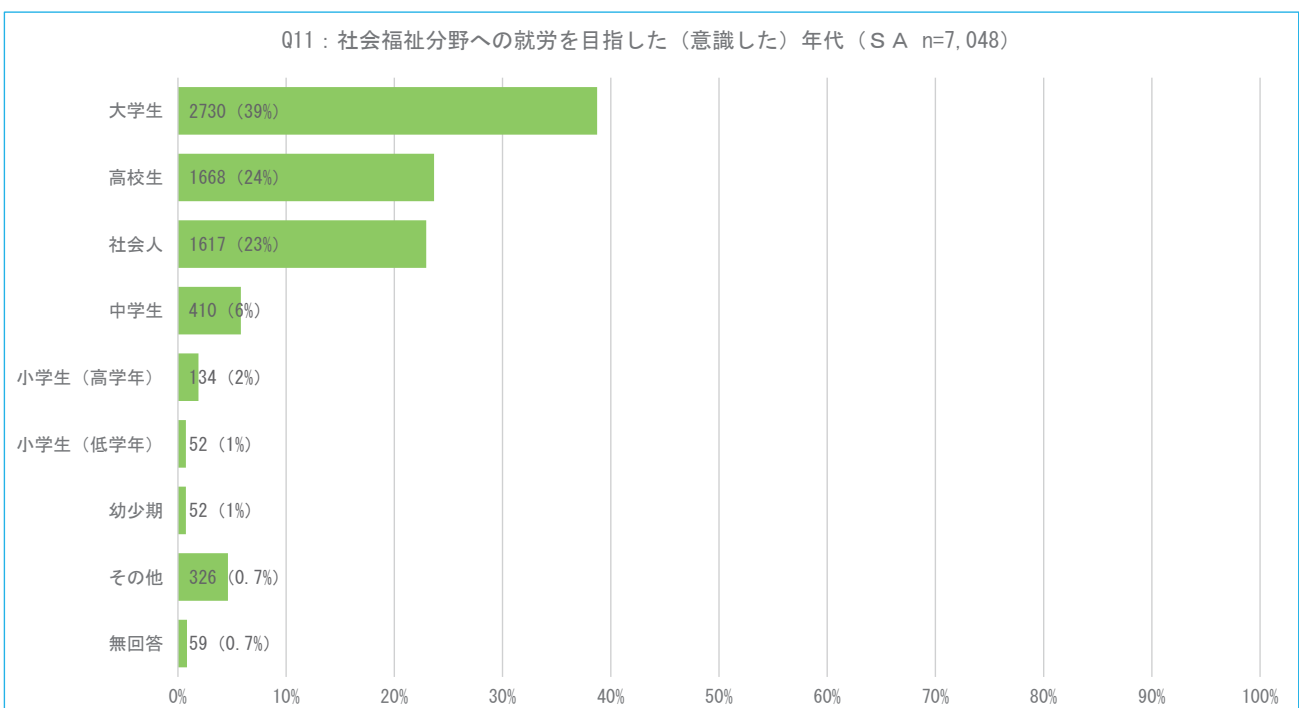
■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑧

Q10：社会福祉分野の学校で学ぶことを目指した理由について聞いたところ、「1.人の役に立ちたい」と回答した者が48%で最も多く、次いで「7.社会で重要な仕事だと思った」33%、「2.人と関わるのが好き」24%、「3.親族・友人等が福祉の支援を受けた人がいた」14%の順となっている。「親族」「学校の先生」「友人」に進められたと回答した者はいずれも6%以下であった。



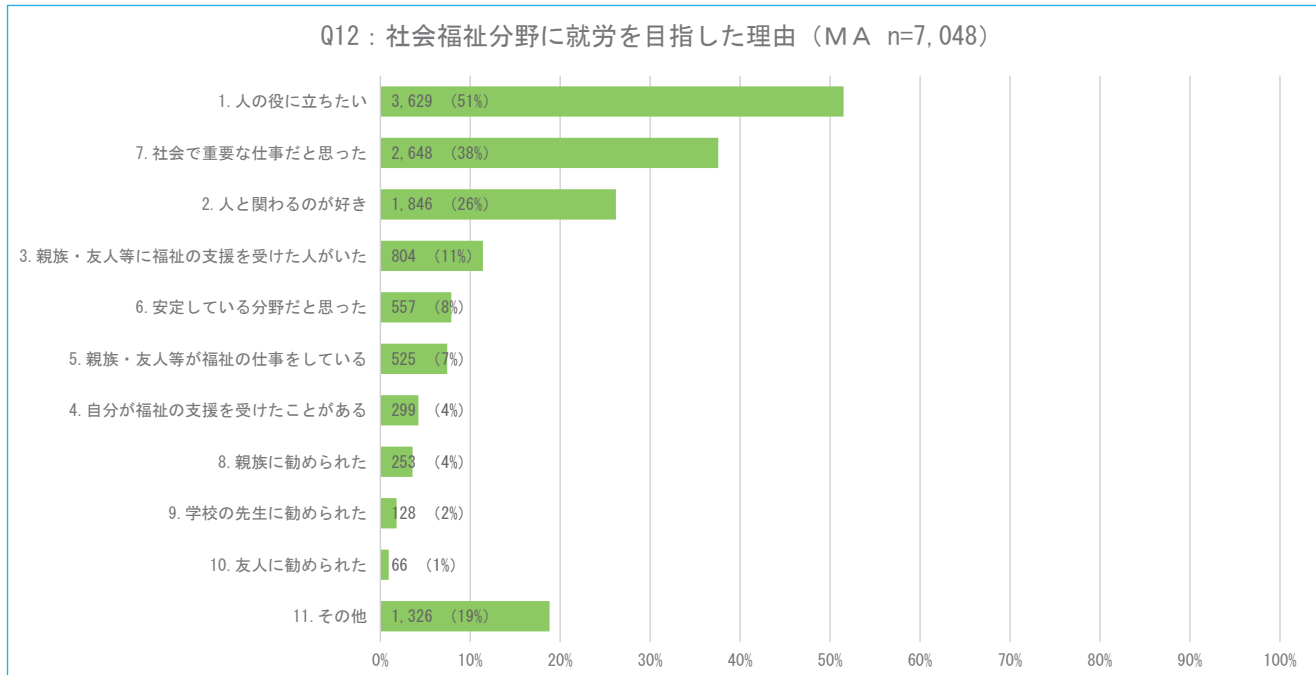
■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑨

Q11：社会福祉分野への就労を目指した（意識した）年代について聞いたところ、大学生が39%と最も多く、次いで高校生24%、社会人23%、中学生6%の順であった。小学生以下と回答した者はそれぞれ2%未満であった。



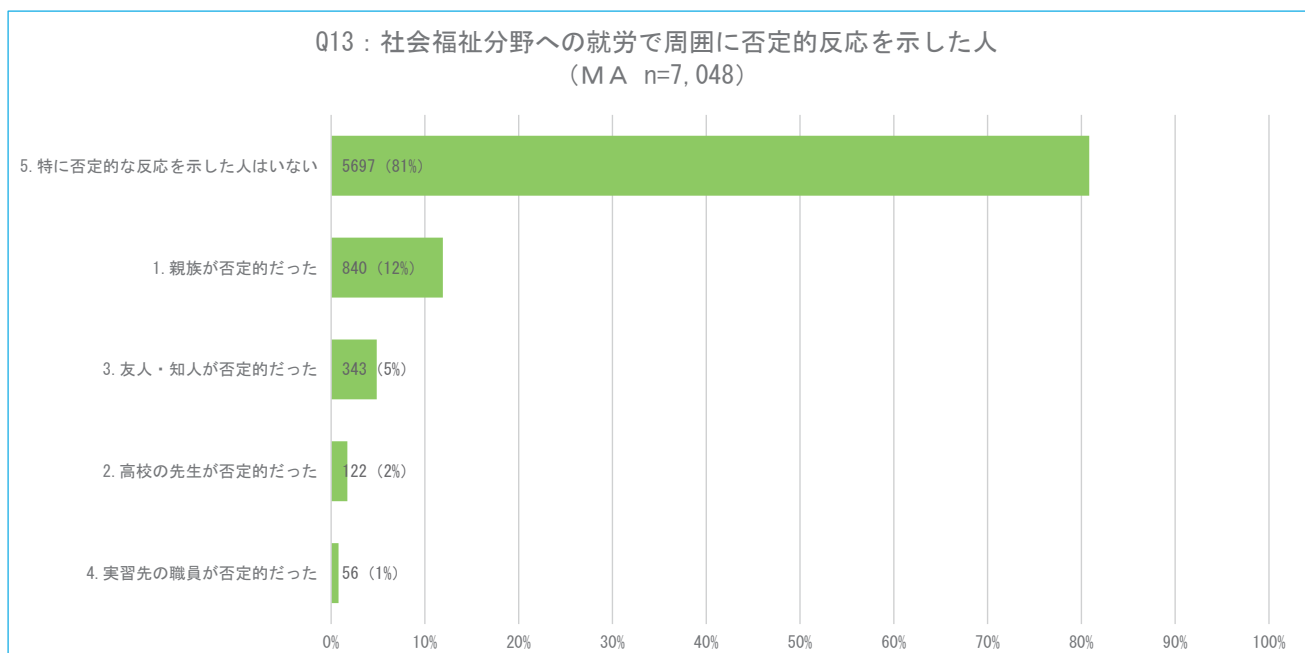
■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑩

Q12：社会福祉分野での就労を目指した理由について聞いたところ、「1. 人の役に立ちたい」と回答した者が51%で最も多く、次いで「7. 社会で重要な仕事だと思った」38%、「2. 人と関わるのが好き」26%、「3. 親族・友人等が福祉の支援を受けた人がいた」11%の順となっている。「親族」「学校の先生」「友人」に進められたと回答した者はいずれも5%以下であった。



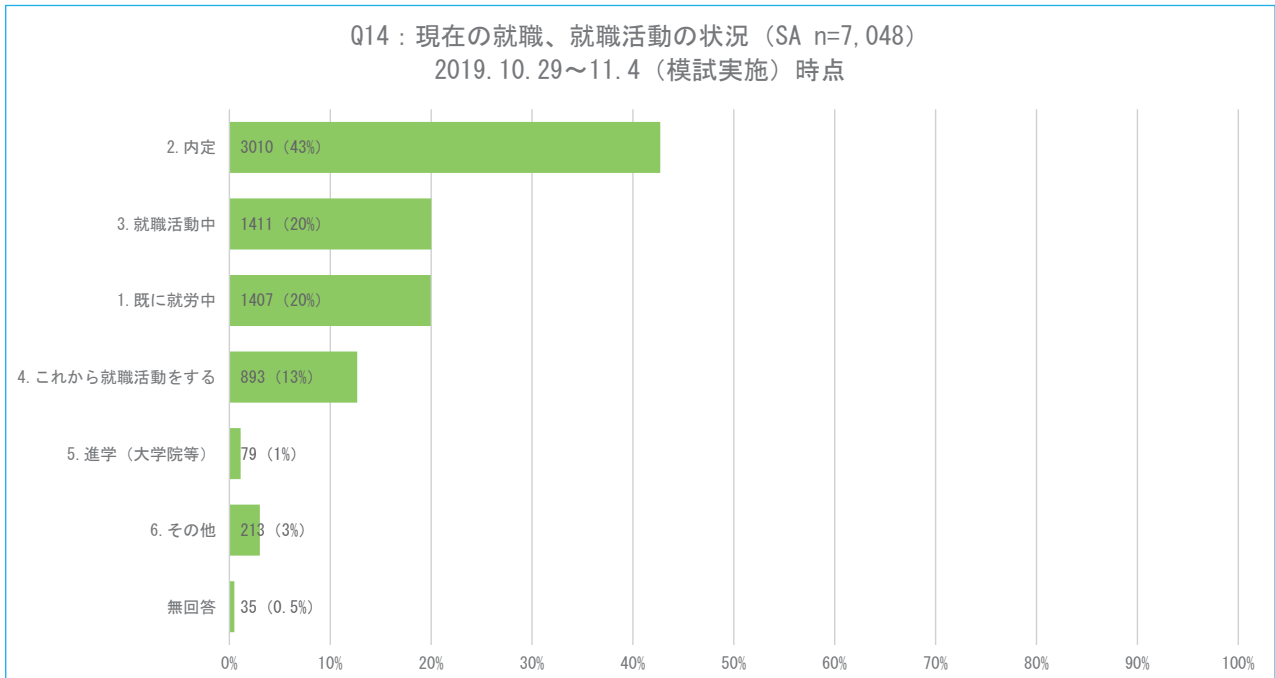
■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑪

Q13：社会福祉分野への就労や学校（養成校）を目指した際、周囲に否定的な反応を示した者がいるか聞いたところ、「特に否定的な反応を示した人はいない」と回答した者が81%と最も多く、次いで「1. 親族が否定的だった」が12%であった。「友人・知人」「高校の先生」「実習先の職員」からそれぞれ否定的な反応を示した者がいると回答した者は、いずれも5%未満であった。



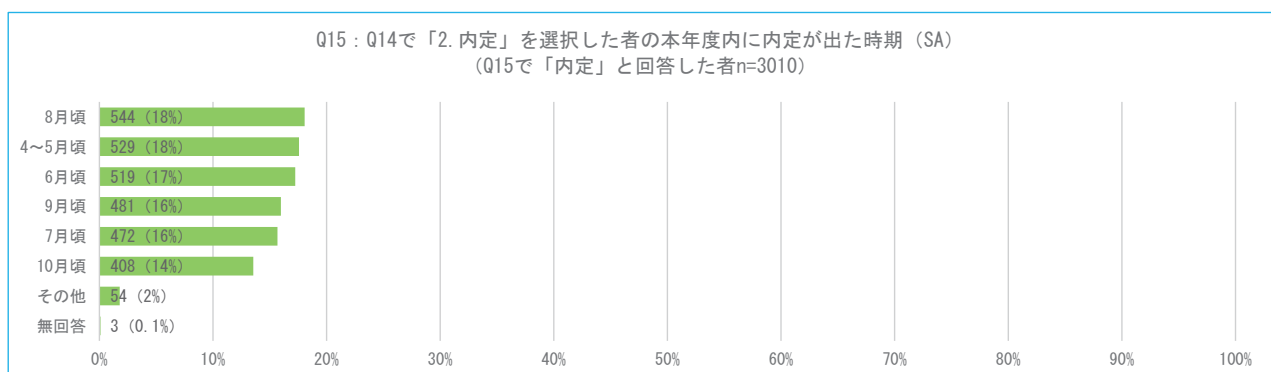
■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑫

Q14：現在（2019.10.29～11.4（模試実施）時点）の就職、就職活動の状況について聞いたところ、「2.内定」が43%、「3.就職活動中」が20%、「1.既に就労中」が20%、「4.これから就職活動をする」が13%で、調査時点の「就労中」と「内定」の合計は63%であった。一方、調査時点である10月下旬において就職が決まっていない「就職活動中」と「これから就職活動をする」者の合計は33%であった。

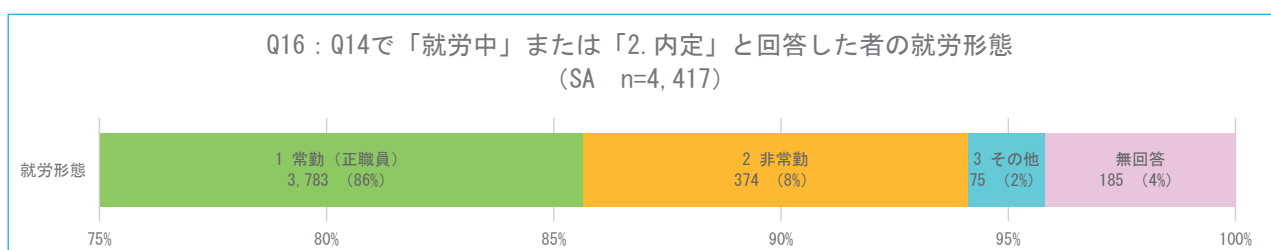


■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑬

Q15：Q14で「2.内定」と回答した者（n=3,010）に、今年度に内定が出た時期を聞いたところ、4月頃から9月頃までそれぞれ16%～18%の間で分散している。

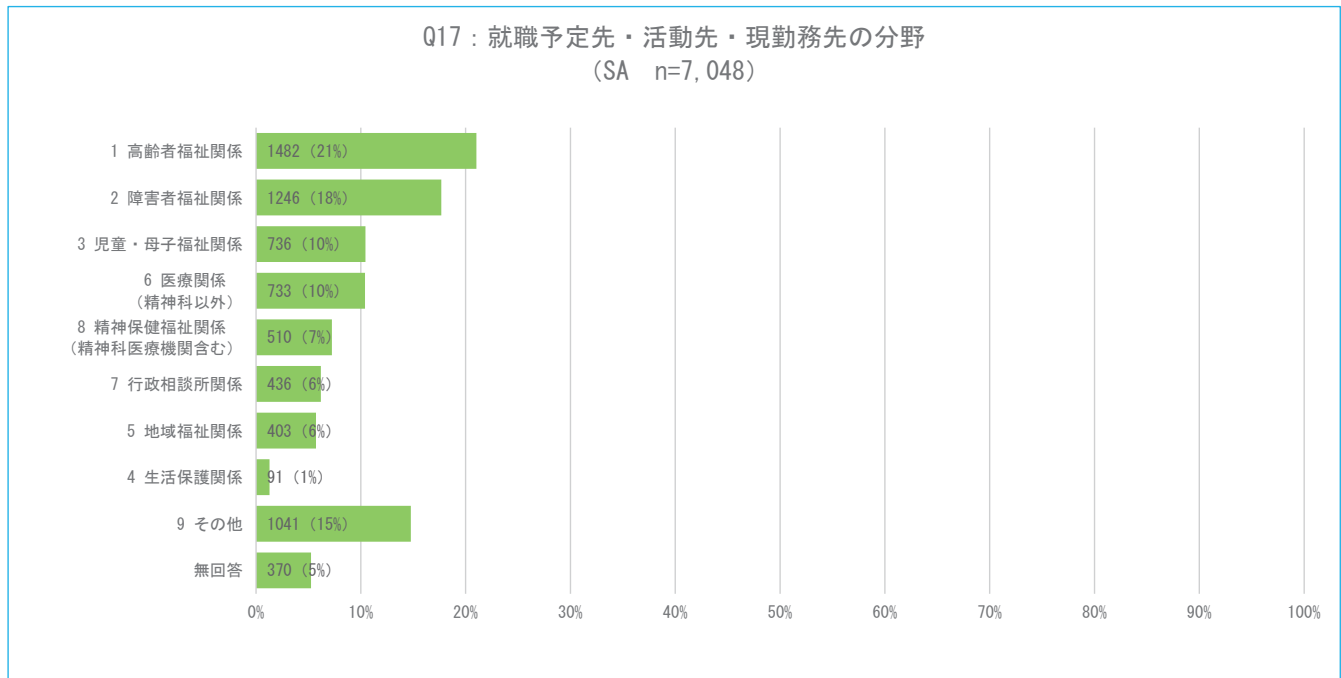


Q16：Q14で「1.既に就労」「2.内定」と回答した者（n=4,417）に、就労形態について聞いたところ、「1 常勤（正職員）」と回答した者は86%、「2 非常勤」は8%であった。



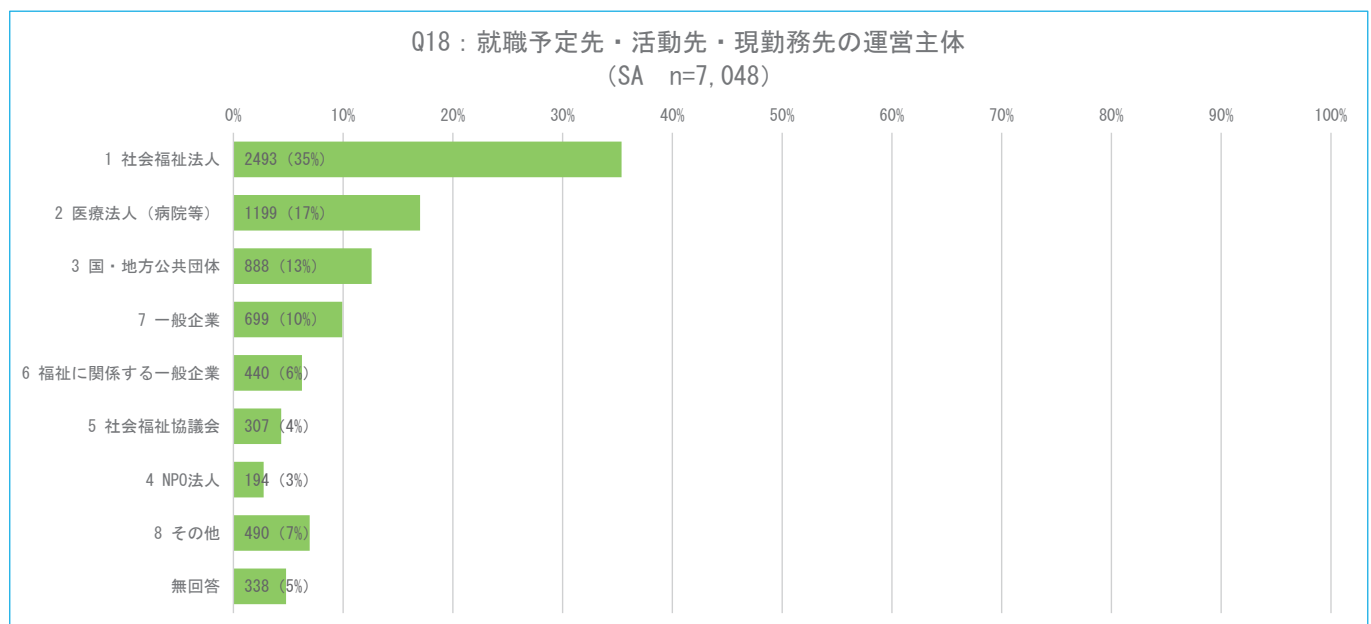
■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑭

Q17：就職予定先・就職活動先（就労中の者は現勤務先）の分野について聞いたところ、「1. 高齢者福祉関係」が21%で最も多く、次いで「2. 障害者福祉関係」18%、「3. 児童・母子福祉関係」10%、「6. 医療関係（精神科医外）」10%、「8. 精神保健福祉関係」7%、「7. 行政相談所関係」6%、「5. 地域福祉関係」6%、「4. 生活保護関係」1%の順となっている。



■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑮

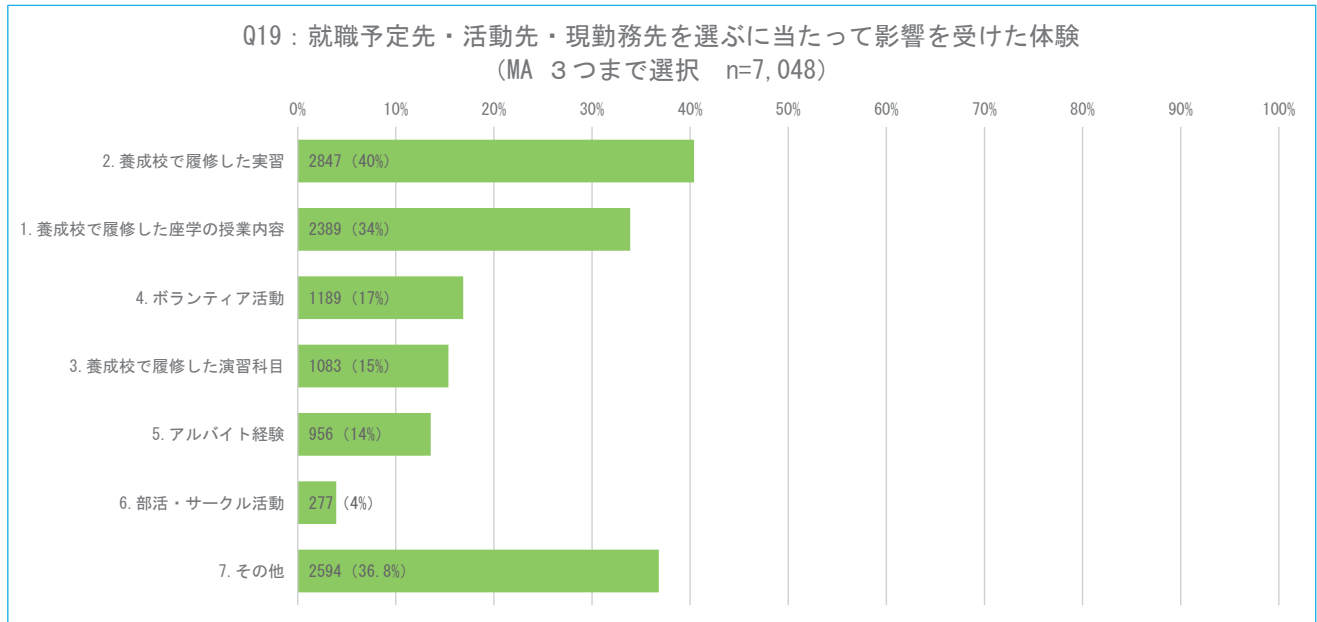
Q18：就職予定先・就職活動先（就労中の者は現勤務先）の運営主体について聞いたところ、「1. 社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）」が35%で最も多く、次いで「2. 医療法人（病院等）」17%、「3. 国・地方公共団体」13%、「7. 一般企業」10%、「6. 福祉に関する一般企業」6%、「5. 社会福祉協議会」4%、「4. NPO法人」3%の順となっている。



■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑩

Q19：就職予定先・就職活動先（就労中の者は現勤務先）を選ぶにあたって影響を受けた体験を聞いたところ、「2. 学校（養成校）で履修した実習」が40%と最も多く、次いで「1. 養成校で履修した座学の授業内容」34%、「4. ボランティア活動」17%、「3. 養成校で履修した演習科目」15%、「5. アルバイト経験」14%の順であった。

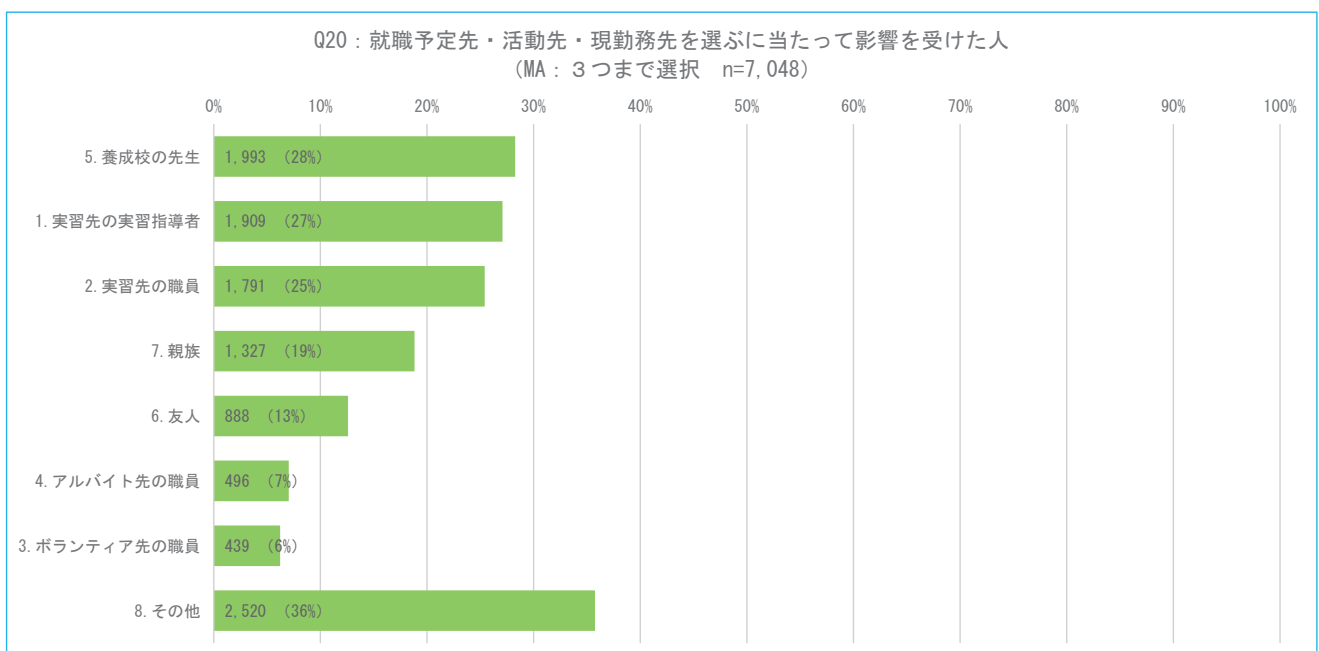
<メモ> 2020年度の本事業本格実施に向け、【その他が多い要因を再検討する】



■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑪

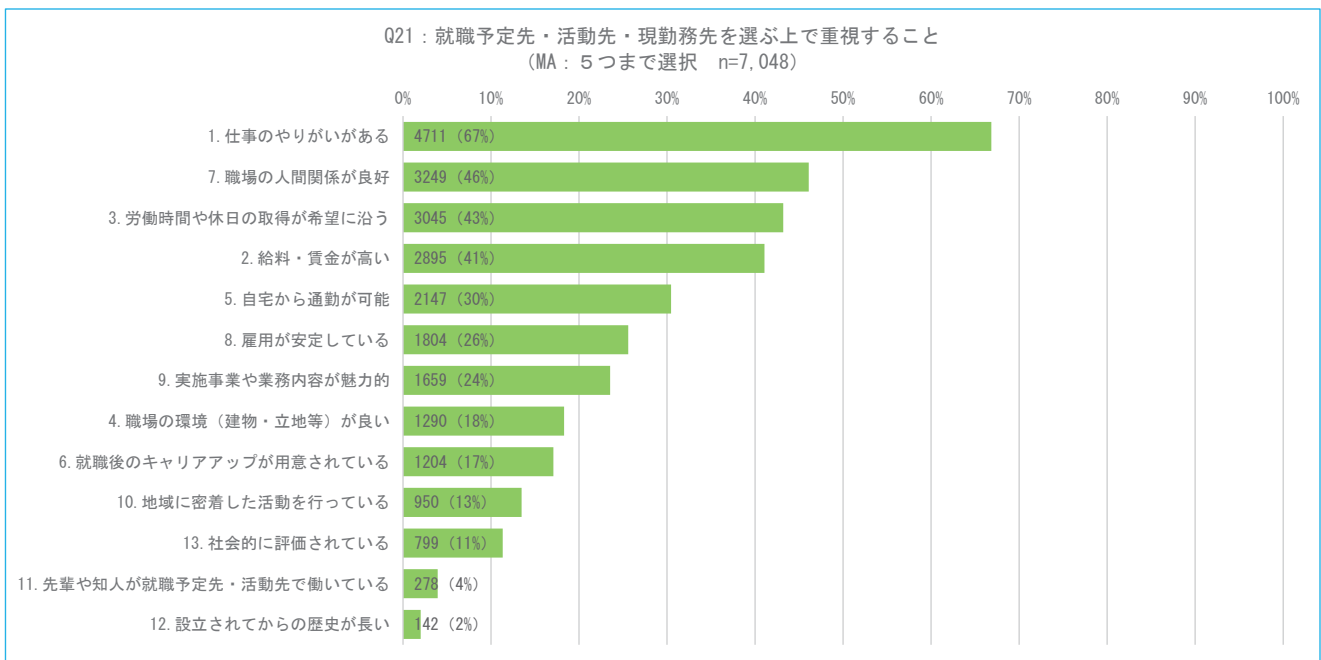
Q20：就職予定先・就職活動先（就労中の者は現勤務先）を選ぶにあたって影響を受けた人について聞いたところ、「5. 養成校の先生」、「実習先の実習指導者」、「2. 実習先の職員」と回答した者がそれぞれ28%、27%、25%となっており、次いで「7. 親族」19%、「6. 友人」13%の順となっている。

<メモ> 【その他が多い要因を検討する】2020年度の本事業本格実施に向け、「利用者」等の項目が欠落していたので、以後の調査では再検討して必要項目を追加する予定。



■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑱

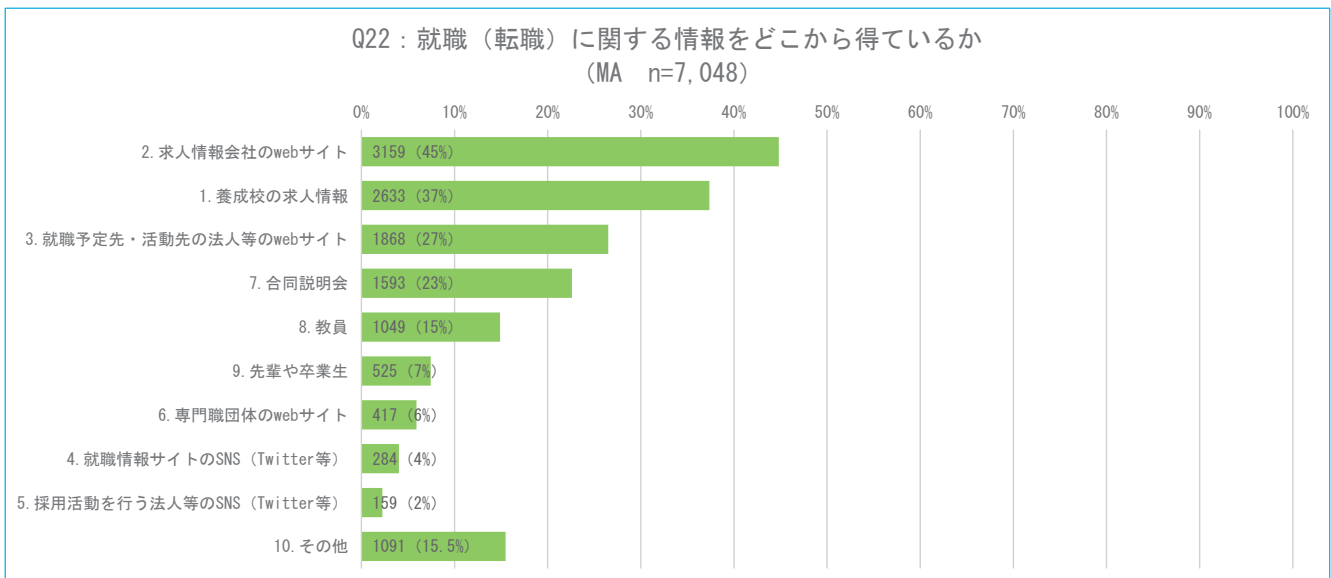
Q21：就職予定先・就職活動先（就労中の者は現勤務先）を選ぶ上で重視することについて聞いたところ、上位5項目では、「1.仕事のやりがいがある」と回答した者が67%で最も多く、次いで「7.職場の人間関係が良好」46%、「3.労働時間や休日の取得が希望に沿う」43%、「2.給料・賃金が高い」41%、「5.自宅から通勤が可能」30%の順となっている。



■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑲

Q22：就職（就労中の者は転職）に関する情報をどこから得ているか聞いたところ、「2.求人情報会社のwebサイト」と回答した者が45%と最も多く、次いで「1.養成校の求人情報」37%、「3.就職予定先・活動先の法人等のwebサイト」27%、「7.合同説明会」23%、「8.教員」15%の順であった。

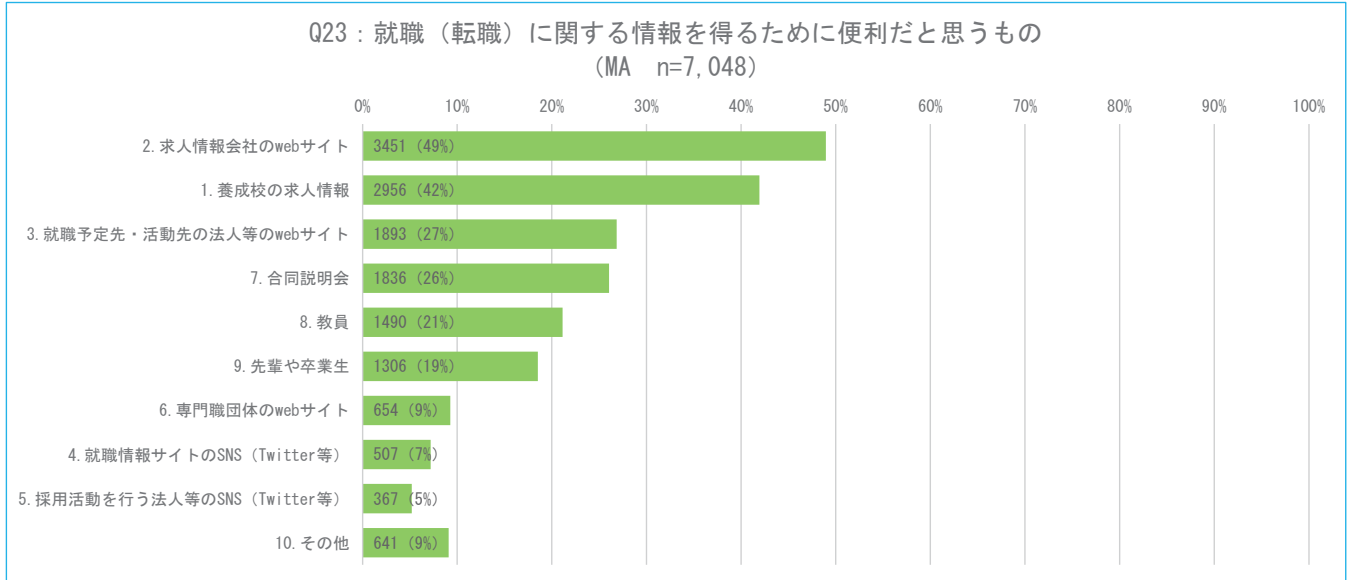
<メモ> 【その他が多い要因を検討する】 2020年度の本事業本格実施に向け、「都道府県の福祉人材センター」・「福祉の仕事（中央福祉人材センター）」・「ハローワーク」・「インターンシップ」・「都道府県の就職フォーラム」等の項目が欠落していたので、以後の調査では再検討して必要項目を追加する予定。



■ 模擬試験受験者への進路意向アンケート結果～その⑩

Q23：就職（就労中の者は転職）に関する情報をどこから得るために、便利だと思うことを聞いたところ、「2. 求人情報会社のwebサイト」と回答した者が49%と最も多く、次いで「1. 養成校の求人情報」42%、「3. 就職予定先・活動先の法人等のwebサイト」27%、「7. 合同説明会」26%、「8. 教員」21%、「9. 先輩や卒業生」19%の順であった。

<メモ> 2020年度の本事業本格実施に向け、「都道府県の福祉人材センター」・「福祉の仕事（中央福祉人材センター）」・「ハローワーク」・「インターンシップ」・「都道府県の就職フォーラム」等の項目が欠落していたので、以後の調査では再検討して必要項目を追加する予定。



社会福祉士及び精神保健福祉士養成課程における 教育内容の見直しと“災害”との関係

2019年11月30日（土）



日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION



現状の社会福祉士及び精神保健福祉士養成課程における“災害”の内容は？

◆ 現行の両資格養成制度にかかる国の通知では？

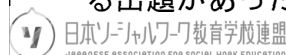
※ 社会福祉士は2007年、精神保健福祉士は2011年に改正された通知（現行）

【社会福祉士】

- 『社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について』・・・各科目の「教育のねらい」及び「教育に含むべき事項」に“災害”の記載はない。
- 『社会福祉士国家試験出題基準』において、“災害”の記載はない。
- 社会福祉士国家試験において、科目「地域福祉の理論と方法」（第29回）、「現代社会と福祉」（第31回）で、“災害”に関する出題があった。

【精神保健福祉士】

- 『精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について』・・・各科目の「教育のねらい」及び「教育に含むべき事項」に“災害”の記載はない。
- 『精神保健福祉士国家試験出題基準』において、科目「精神保健の課題と支援」の中項目において、“災害被災者の精神保健”、“災害時の精神保健に対する対策”の記載がある。
- 精神保健福祉士国家試験において、科目「精神保健の課題と支援」（第19回）、「地域福祉の理論と方法」（第19回）、「現代社会と福祉」（第21回）で、“災害”に関する出題があった。



社会福祉士の現行カリキュラム

	一般養成施設		短期養成施設		大学等	
	時間	時間	時間	時間	指定科目	基礎科目
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法 (180h)						
人体の構造と機能及び疾病	30				○	○
心理学理論と心理的支援	30				○	○
社会理論と社会システム	30				○	○
現代社会と福祉	60		60		○	○
社会調査の基礎	30				○	○
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術 (180h)						
相談援助の基盤と専門職	60				○	○
相談援助の理論と方法	120		120		○	○
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術 (120h)						
地域福祉の理論と方法	60		60		○	○
福祉行財政と福祉計画	30				○	○
福祉サービスの組織と経営	30				○	○
サービスに関する知識 (300h)						
社会保障	60				○	○
高齢者に対する支援と介護保険制度	60				○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30				○	○
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30				○	○
低所得者に対する支援と生活保護制度	30				○	○
保健医療サービス	30				○	○
就労支援サービス	15				○	○
権利擁護と成年後見制度	30				○	○
更生保護制度	15				○	○
実習・演習 (420h)						
相談援助演習	150		150		○	○
相談援助実習指導	90		90		○	○
相談援助実習	180		180		○	○
合計	1,200		660		22科目	16科目

大学等においては三科目のうち、一科目

大学等においては三科目のうち、一科目



日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

精神保健福祉士の現行カリキュラム

科目名	時間		科目名	時間	
	短期	一般		短期	一般
【共通科目(420h)】			【専門科目 (390h)】		
1 人体の構造と機能及び疾病	-	30	12 精神疾患とその治療	60	60
2 心理学理論と心理的支援	-	30	13 精神保健の課題と支援	60	60
3 社会理論と社会システム	-	30	14 精神保健福祉相談援助の基盤 (基礎)	-	30
4 現代社会と福祉	-	60	15 精神保健福祉相談援助の基盤 (専門)	30	30
5 地域福祉の理論と方法	-	60	16 精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	120
6 福祉行財政と福祉計画	-	30	17 精神保健福祉に関する制度とサービス	60	60
7 社会保障	-	60	18 精神障害者の生活支援システム	30	15
8 低所得者に対する支援と生活保護制度	-	30	【実習・演習 (390h)】		
9 保健医療サービス	-	30	19 精神保健福祉援助演習 (基礎)	-	30
10 権利擁護と成年後見制度	-	30	20 精神保健福祉援助演習 (専門)	60	60
11 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	-	30	21 精神保健福祉援助実習指導	90	90
			22 精神保健福祉援助実習	210	210
			合計	720	1,200

○実習については、社会福祉士の相談援助実習を履修した者については、60時間を上限として、精神科医療機関以外の実習を免除可能にしている。○演習については、社会福祉士の「相談援助演習」の履修をもって、演習(基礎)を免除可能にしている。



日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

今回（2019年）の教育内容の見直しにおける“災害”の内容は？

- ◆ 今回の教育内容の見直しの基礎となる、2019年3月に公表された社会保障審議会福祉部会福祉人材専門委員会報告書『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』（以下、「社保審報告書」という。）では・・・

(1) ソーシャルワーカーは地域共生社会の実現に向けて、

- ① 複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制、
- ② 地域住民等が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制について、実践能力を習得する。

個人や家族が抱える課題への個人支援を中心として、分野横断的・業種横断的な関係者との関係形成や協働体制を構築し、コーディネーションや連携、ファシリテーション、プレゼンテーション、ネゴシエーション（交渉）、社会資源開発・社会開発などを行い、地域支援の中核的な役割を担える能力を習得する。

- (2) 自殺防止対策、成年後見制度の利用支援、虐待防止対策、矯正施設退所者の地域定着支援、依存症対策、社会的孤立や排除への対応、災害時の支援、多文化共生などに対応できる実践能力を習得する。



- 下線部は、平常時はもとより、災害時において（こそ）、求められる役割といえる。
- 近年“災害”が全国で頻発（日常化）する状況において、両資格の養成教育において“災害”を「特別なもの」として捉えることが、そもそもナンセンス（ソ教連事務局談）。
- “災害”に関する内容は、いわゆる「災害支援を専門とする教員」のみならず、養成に携わる教員すべてが、“災害”とその支援に関する知識・方法を理解する必要がある。

社会福祉士・精神保健福祉士 養成カリキュラム見直し（案）の科目の類型と災害時における支援を含む科目（赤●数字）

【社会福祉士】	【科目群】	【精神保健福祉士】
① 「医学概論」	人・環境・社会とその関係の理解	① 「医学概論」
② 「心理学と心理的支援」		② 「心理学と心理的支援」
③ 「社会学と社会システム」	ソーシャルワークの基礎・理論・方法の理解	③ 「社会学と社会システム」
④ 「ソーシャルワークの基盤と専門職」		④ 「ソーシャルワークの基盤と専門職」
⑤ 「ソーシャルワークの理論と方法」	社会福祉の原理・基盤・政策の理解	⑤ 「ソーシャルワークの理論と方法」
⑥ 「社会福祉調査の基礎」		⑥ 「社会福祉調査の基礎」
⑦ 「福祉サービスの組織と経営」	複合化・複雑化した福祉課題及び包括的な支援を理解	⑦ 「社会福祉の原理と政策」
⑧ 「社会福祉の原理と政策」		⑧ 「社会保障」
⑨ 「社会保障」	ソーシャルワークの方法と実践の理解	⑨ 「権利擁護を支える法制度」
⑩ 「権利擁護を支える法制度」		⑩ 「地域福祉と包括的支援体制」
⑪ 「地域福祉と包括的支援体制」		⑪ 「障害者福祉」
⑫ 「高齢者福祉」		⑫ 「刑事司法と福祉」
⑬ 「障害者福祉」		⑬ 「精神保健福祉の原理」
⑭ 「児童・家庭福祉」		⑭ 「精神医学と精神医療」
⑮ 「貧困に対する支援」		⑮ 「現代の精神保健の課題と支援」
⑯ 「保健医療と福祉」		⑯ 「精神保健福祉制度論」
⑰ 「刑事司法と福祉」		⑰ 「精神障害リハビリテーション論」
⑱ 「ソーシャルワーク演習」		⑱ 「ソーシャルワーク演習」
⑲ 「ソーシャルワーク演習（専門）」		⑲ 「ソーシャルワーク演習（専門）」
⑳ 「ソーシャルワーク実習指導」		⑳ 「ソーシャルワーク実習指導」
㉑ 「ソーシャルワーク実習」		㉑ 「ソーシャルワーク実習」

★ いわゆる“分野論（高齢・障害・児童・貧困等）”においても、災害時においてどのような状況に置かれるか、その特性を理解する内容を含めるべき。（ソ教連事務局談）

今回（2019年）の社会福祉士養成教育内容の見直し（案）における
“災害”の単語の記載がある部分（科目名とその内容を抜粋）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
◆社会学と社会システム（共通）		
③市民社会と公共性	4 災害と復興	・避難計画、生活破壊、生活再建 ・災害時要援護者 ・ボランティア
◆ソーシャルワークの理論と方法（社会）		
⑦ソーシャルワークにおける総合的かつ包括的な支援の実際	4 非常時や災害時支援の実際	・非常時や災害時の生活課題 ・非常時や災害時における支援の目的、方法、留意点
◆地域福祉と包括的支援体制（共通）		
④地域社会の変化と多様化・複雑化した地域生活課題	3 多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ	・ひきこもり、ニート、8050 問題、ダブルケア、依存症、多文化共生、自殺、災害等
	4 地域福祉と社会的孤立	・社会的孤立、社会的排除 ・セルフネグレクト
⑦災害時における総合的かつ包括的な支援体制	1 非常時や災害時における法制度	・災害対策基本法、災害救助法 ・各自治体等の避難計画
	2 非常時や災害時における総合的かつ包括的な支援	・災害時要援護者支援 ・BCP（事業継続計画） ・福祉避難所運営 ・災害ボランティア
◆保健医療と福祉（社会）		
⑤保健医療領域における支援の実際	2 保健医療領域における支援の実際（多職種連携をむ。）	・救急・災害現場における支援
◆ソーシャルワーク演習（社会）		
①次に掲げる具体的な事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、支援を必要とする人が抱える複合的な課題に対する総合的かつ包括的な支援について実践的に習得すること。		・災害時

今回（2019年）の精神保健福祉士養成教育内容の見直し（案）における
“災害”の単語の記載がある部分（科目名とその内容を抜粋）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
◆社会学と社会システム（共通）		
③市民社会と公共性	4 災害と復興	・避難計画、生活破壊、生活再建 ・災害時要援護者 ・ボランティア
◆地域福祉と包括的支援体制（共通）		
④地域社会の変化と多様化・複雑化した地域生活課題	3 多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ	・ひきこもり、ニート、8050 問題、ダブルケア、依存症、多文化共生、自殺、災害等
	4 地域福祉と社会的孤立	・社会的孤立、社会的排除 ・セルフネグレクト
⑦災害時における総合的かつ包括的な支援体制	1 非常時や災害時における法制度	・災害対策基本法、災害救助法 ・各自治体等の避難計画
	2 非常時や災害時における総合的かつ包括的な支援	・災害時要援護者支援 ・BCP（事業継続計画） ・福祉避難所運営 ・災害ボランティア
◆現代の精神保健の課題と支援（精神）		
⑤精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチ	1 災害被災者の精神保健	・こころのケアチーム ・支援者のケア ・DPAT
⑥精神保健に関する発生予防と対策	8 災害時の精神保健に対する対策	
◆精神保健福祉制度論		
④精神障害者の経済的支援に関する制度	3 低所得者対策と精神保健福祉士の役割	・災害救助等
◆ソーシャルワーク演習（精神）		
以下の内容についてはソーシャルワーク実習（専門）を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。		②課題 ・災害被災者

これからの社会福祉士・精神保健福祉士養成における 災害に関する課題と可能性

近年の災害の頻発（日常化）を考えると、これからの社会福祉士・精神保健福祉士養成校はどうするべきか。

【学校として、教員として】

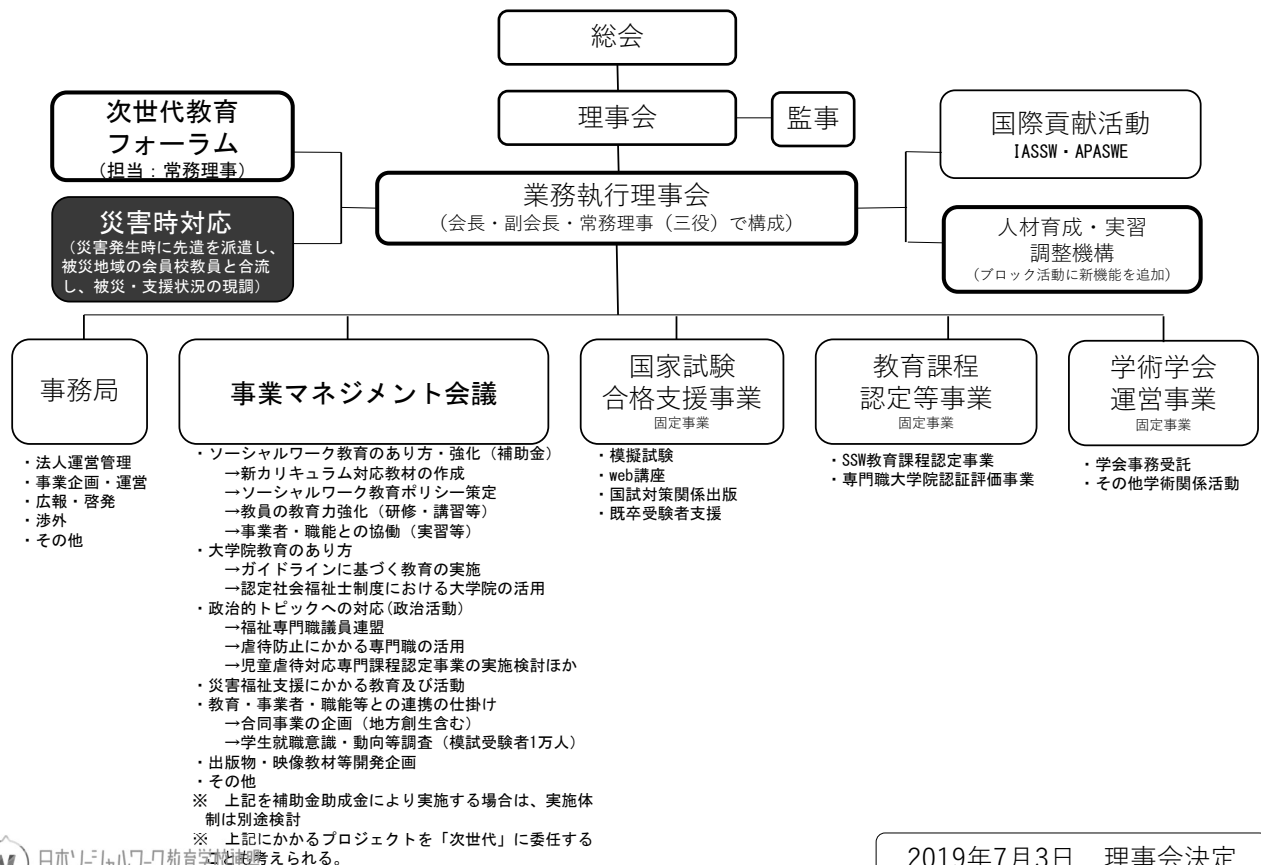
教育内容に“災害”が多く含まれたこと、分野横断的に取り扱う内容であること、ソーシャルワークの方法論でも取り扱うこと等を踏まえると・・・

- ◆ 教員が災害時の支援について学ぶ必要がある。
 - ➡ そうしなければ学生に教えられない。

- ◆ 災害が起きた際、学校は設備・人員（教職員・学生）等も含めて当該被災地域によって有用なリソースであること、また、全国の養成校で組織するソ教連の組織を活用すれば、そのリソースも増やせる可能性があることを認識する必要がある。
 - ➡ 教育機関としてのBCP（特に実習教育）の検討や、養成校・教職員・学生が当該被災エリアでどれだけ期待され、またどのような役割を果たせるかを認識・検討すべき。

- ◆ 養成校を卒業した者が災害時にどのような支援活動をし、そのサポートも含め、養成校・教員としてどのような役割が担えるかを考えるべき。
 - ➡ 災害は、地域を基盤としたソーシャルワークが最も求められる状況。災害時に展開されるソーシャルワークの実際を把握・理解し、教育にフィードバックすることで、今後の災害時の支援力の強化につながる。これは養成校・教員の責務と認識・検討すべき。

ソ教連の事業実施体制と災害時の対応



2019年7月3日 理事会決定

ソ教連の事業実施体制と災害時の対応（例示）

◆2011年4月：東日本大震災 東北太平洋沿岸の会員校ヒアリング（会長以下6名）＆石巻住民ローラー調査に旧社養協職員派遣



◆2016年4月：熊本地震 0421ソ教連職員を先遣派遣し、会員校教員を軸にニーズ調査要員派遣＆ニーズ調査用デジカメ10台寄贈



◆2018年7月：平成30年7月豪雨 0707社社会大会出張中のソ教連職員を倉敷市に移動させ、現地会員校（吉備国際大学）教員と現調その後、全社協の要請により、広島県の災害ボラセン支援プロジェクトを会員に呼びかけ、全国の学生が通算55日間運営支援に従事



◆2018年9月：北海道胆振東部地震 0914事務局職員を先遣派遣し現調。会員校教員に状況をヒアリング。以後のボランティア活動拠点候補場所の調整等



ソ教連の事業実施体制と災害時の対応（例示）

◆2019年9月：令和元年8月九州北部豪雨 ソ教連職員先遣派遣し、現地会員校教員（西九州大学・九州医療専門学校）と合流し現調。現在も現地会員校学生による支援チームが活動中



◆2019年9月：令和元年台風15号による千葉県災害 0921ソ教連職員を先遣派遣し、会員校教員（淑徳大学・城西国際大学）と合流し、被災状況の現地調査と、ボランティアニーズの把握により、現地会員校による学生ボランティアが活動



◆2019年10月：令和元年台風19号による広域災害 1020-1022ソ教連災害対応部会委員と事務局職員を長野県へ先遣派遣し、会員校（長野大学）等訪問、現調。1014、1030栃木県佐野市（佐野日本大学短期大学）、1104福島県（いわき市、福島県内養成校協議会）訪問。被災状況の現調と、情報共有、学生ボランティアのツール等について支援を行った。



**「社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び
教育体制等に関する調査研究事業」**

厚生労働省令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

2020年3月31日発行

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

〒108-0075 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館5階
電話:03-5495-7242 FAX:03-5494-7219
E-mail:jimukyoku@jaswe.jp Website:socialworker.jp